第４章　シナリオ

定量的又は定性的に想定する被害について、時間の経過とともに変化する被害と応急活動等の様相を描き出す「シナリオ」を作成することで、地震による被害の全体像を把握するとともに、神奈川県の地震に対する脆弱性や課題を明らかにした。シナリオ検討の結果、作成したシナリオやシナリオ検討の過程で明らかになった課題は、地震防災戦略の見直し、地域防災計画の修正、普及啓発等を行う際の基礎資料となるものである。

４．１　シナリオの検討

(1) 作成するシナリオ

作成するシナリオは、県民の避難行動や防災・減災活動に資する「県民シナリオ」、被害の様相と応急活動全体を網羅した「被害・応急対策シナリオ」とした。

① 県民シナリオ

地震発生時における県民が遭遇する可能性がある場面について、被害の様相及び取るべき行動、事前の対策等を文章形式で記載することで、県民に対する地震発生時の対応行動の普及啓発などを図る。

② 被害・応急対策シナリオ

地震発生時における県、市町村、消防、警察、自衛隊、医療機関等の応急対策について、被害の様相や各機関の活動を表形式（概要版）及び文章形式（詳細版）で記載することで、定量的な被害量では計れない脆弱性や課題等を明らかにするとともに、各機関における訓練などでの活用も図る。

(2) 県民向けシナリオの検討

県民シナリオについては、「大正型関東地震」がもたらす被害による影響を視野に入れつつ、個別の地震を想定するのではなく、県民が地震・津波の発生時に遭遇する可能性のある場面を作成することとした。

今回は県民アンケート（資料２　県民アンケート調査結果）に基づく全体県民シナリオと、県民が地震発生時に遭遇する詳細場面を想定した個別県民シナリオ（別冊１　個別県民シナリオ）を作成した。

しかしながら、個別県民シナリオについては、県民が地震・津波の発生時に遭遇する可能性のある場面が膨大に及ぶことから、場面の洗い出しを行った上で、リスクや課題の評価、県民アンケート結果等から、より頻度や重要度が高い場面を中心に作成した。

具体的には以下の手順により、場面の選定を行った。

① 場面の洗い出し

「地震発生直後」、「避難生活」、「復旧・復興」の各フェーズにおけるリスクや課題評価から作成場面の検討を行う。

② 作成する場面の選定

①で検討した場面について、「実際に起こった場面」、「要配慮者へのヒアリング等から把握した場面」、「県民アンケートで関心が高い場面」、「事前の備えやその場での対応により、その後の被害が変動する場面」を中心に選定を行った。

発災直後における場面設定基準

発災直後は場面が多岐にわたることから、次の①及び②から場面の洗い出す

①第１基準(場所・被害の設定基準)

場所(Where)		被害(How)	直接的被害								間接的被害									
			挟まれ	怪我出血	閉じ込め※1	交通事故	雑踏事故	火災	津波	土砂	交通麻痺※2	帰宅困難	停電※3	断水※3	ガス停止※3	通信障害	安否確認	流言飛語	混乱	孤立
一般地域 津波浸水地域 土砂災害警戒区域		自宅	●	●	●			●	●	●									○	
	外出先(屋内)	会社	●	●	●		●	○	●	●										
		幼保/学校	●	●	○			○	●	●	○							○		
		病院	●	●	●			○	●	●										
		福祉施設	●	●	●			○	●	●										
		高層建物	●	●	●		●	○	●	●		●	●	●	●	●	●		●	○
		大規模集客施設	●	●	●		●	○	●	●	○							●		
		駅	●	●	●		●	○	●	●										
		地下街	●	●	●		●	○	●	●								○		
	屋外	路上	●	●		●	●	●	●	●	●		●					●	●	
		海							●			●				●	●			
		山	○	○						●								○	○	○
		川							●	○										
	移動中	車	●	●		●		○	○	○									○	
		電車※4	●	●	●			○	○	○	●	●	●			●	●	○	●	
		バス	●	●		●		○	○	○										

②参考基準(人物・時刻等の設定基準)

主体 (Who)		
一般県民(住民、雇用者、雇用主、共助の主体等)		
要配慮者		子ども
		乳幼児
		妊産婦
		高齢者
		入院患者
	障がい	視覚
		聴覚
		肢体不自由
		内部
		精神
		知的・発達
	医療的ケア児者	
	難病患者	
	アレルギー	
	日本語を母語としない人	

いつ(When)		
時刻	天候	季節
深夜	台風	夏
夜	雨	冬
朝	曇り	秋

【凡例】評価(What)
● :県民(要配慮者を含む)の多くが遭遇する可能性が高い
○ :周辺の状況・環境によっては県民(要配慮者を含む)が遭遇する可能性がある

※1 エレベーターや室内、車内の閉じ込めを想定 ※2 渋滞や踏切の停止、公共交通機関の停止を想定 ※3 同時発生を想定 ※4 地下鉄やモノレールも含む

図 4.1　発災直後における場面の洗い出し

避難生活における場面設定基準

主に避難生活が中心となることから、避難生活場所毎に場面を作成する

避難場所
在宅避難
指定避難所避難
福祉避難所避難
指定外避難所避難
車中泊・テント泊
縁故避難
広域避難

主な周囲の状況	
停電	薬不足
断水	医療不足
ガス停止	物資不足
通信障害	飲食料不足
安否確認	燃料不足
孤立	トイレ不足
行政麻痺	遺体安置所不足
透析対応	住宅不足
体調不良	輸送力不足
感染症	人手不足
衛生悪化	ボランティア不足
余震	災害廃棄物処理不足
施設閉鎖長期化	防犯
ペット	プライバシー
避難所不足	液状化

主な行動範囲
会社
学校
病院
駅
大規模集客施設
地下街
その他

復旧・復興における場面設定基準

主に復旧・復興の段階となることから、住居場所毎に場面を作成する

住居場所
避難所避難継続(避難長期化)
賃貸型応急住宅(自治体内・外避難)
建設型応急住宅
自宅再建
復興住宅

主な周囲の状況
住宅不足
ボランティア不足
余震
経済停滞
風化

図 4.2　避難生活期、復旧・復興期における場面の洗い出し

(3) 被害・応急対策シナリオの検討

被害・応急対策シナリオについては、「大正型関東地震」を基本として作成を行い、地域により被害の様相が異なる事が想定される「都心南部直下地震」、「神奈川県西部地震」、「南海トラフ巨大地震」については、特徴的な部分のみ記載した。

なお、応急対策は他機関が関わることから、以下の２つに分けてシナリオを作成した。

① 応急対策編

主に県災害対策本部の活動を中心に市町村対策本部などの活動を記載

② 医療救護活動編

主に県保健医療福祉調整本部の活動を中心に医療機関や DMAT、DWAT などの専門チーム、社会福祉施設などの活動を記載

４．２　県民シナリオ（県民アンケートに基づく全体県民シナリオ）

県民アンケートに基づく全体県民シナリオについて、以下の４つの場面を想定し、県民が考えていると思われる地震発生後の対応を示している。

なお、県民が地震発生時に遭遇する詳細場面を想定した個別県民シナリオは別冊（別冊１　個別県民シナリオ）で整理している。

① 深夜、自宅にいるときに大地震が発生した場合の直後の対応シナリオ

② 激しい揺れの継続、火災の危険の切迫により、自宅に留まることが難しい場合の対応シナリオ

③ 自宅の全壊や火災による焼失などにより長期避難しなければならなくなた場合の対応シナリオ

④ 津波浸水危険区域居住者の直後の津波避難シナリオ

(1) 深夜、自宅にいるときに大地震が発生した場合の直後の対応シナリオ

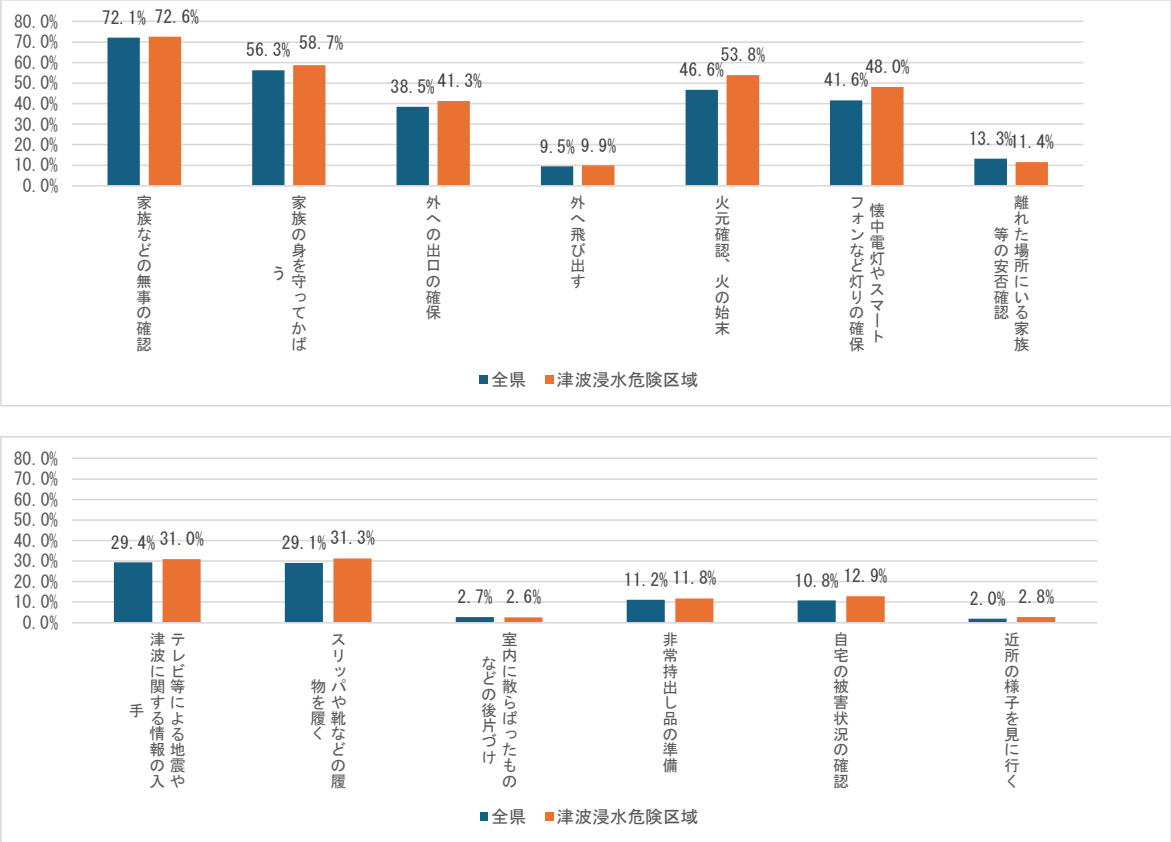

図 4.3　大地震発生直後、真っ先にすること

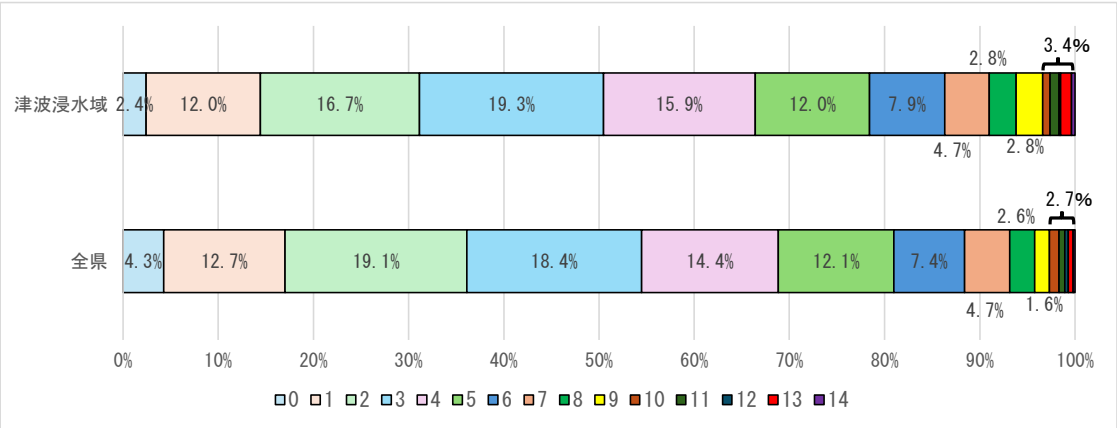

図 4.4　真っ先にする活動の項目数（平均：全県 3.7 項目、津波浸水域 4.0 項目）

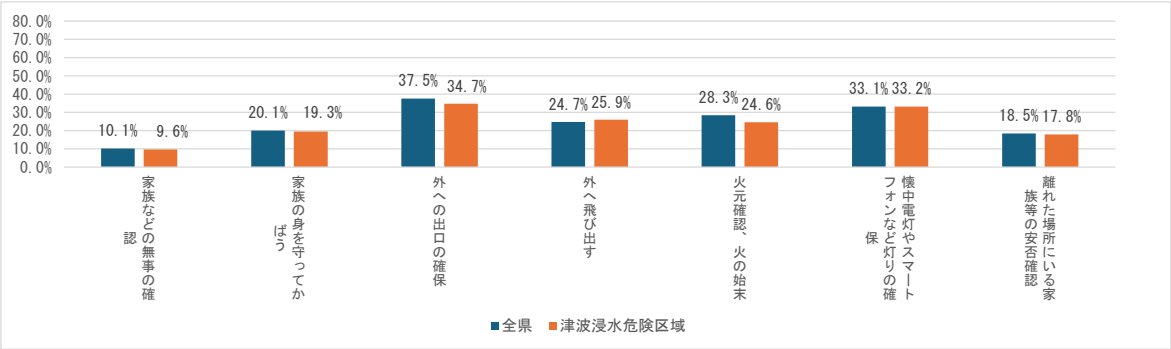

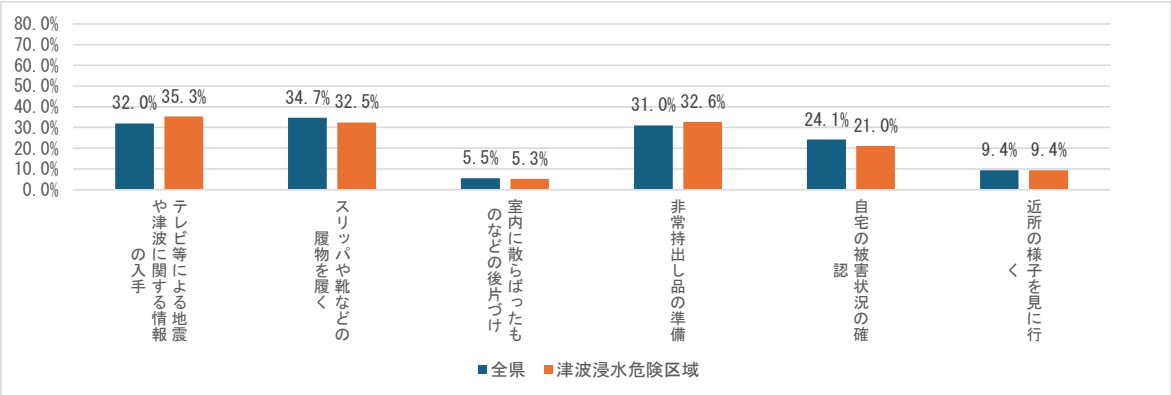

図 4.5　大地震発生直後、次にすること

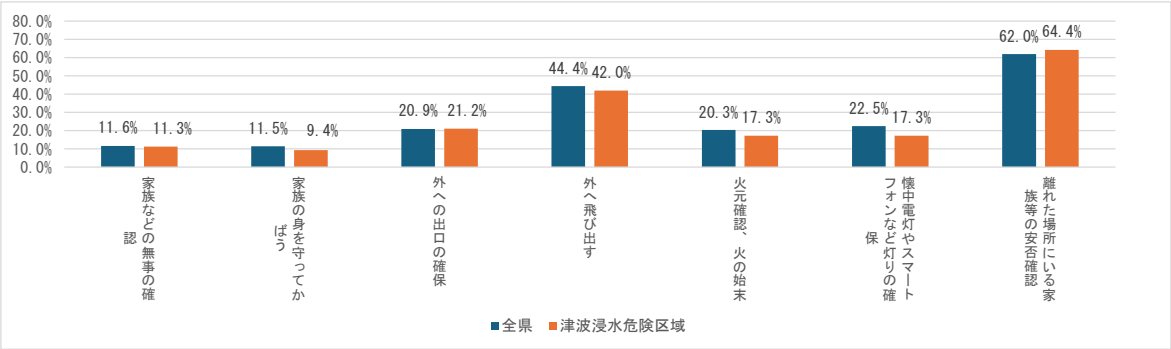

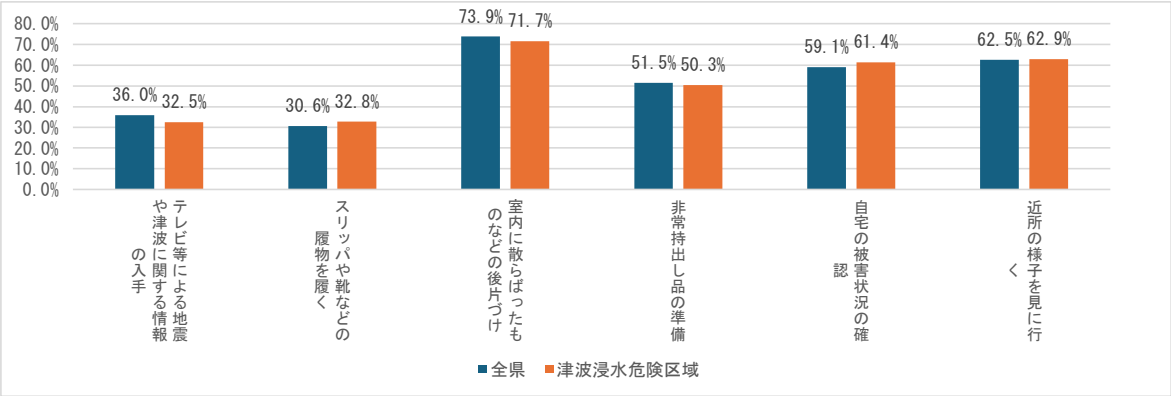

図 4.6　大地震発生直後、余裕が出たらすること

大地震発生直後、真っ先にすることとして、全県と津波浸水危険区域住民の傾向を比較したが、あまり違いはなかった。活動の項目数を見ると、全県は平均 3.7 項目、津波浸水危険区域では 4.0 項目（図 4.4）と、やや津波浸水危険区域の方が多い結果となった。

津波浸水が想定される地域では一層の早期避難が求められる状況であることから、実施するとしてもすぐに実行できるよう、「家族などの無事の確認」については安全な場所に避難後に確認できるよう、事前に避難場所や連絡先の話し合いをしておく、「外への出口の確保」については転倒することで出口を塞ぐような家具・家電は置かない、履き物や持出袋を用意しておくなどの取組みが必要となる。

(2) 激しい揺れの継続、火災の危険の切迫により、自宅に留まることが難しい場合の対応シナリオ

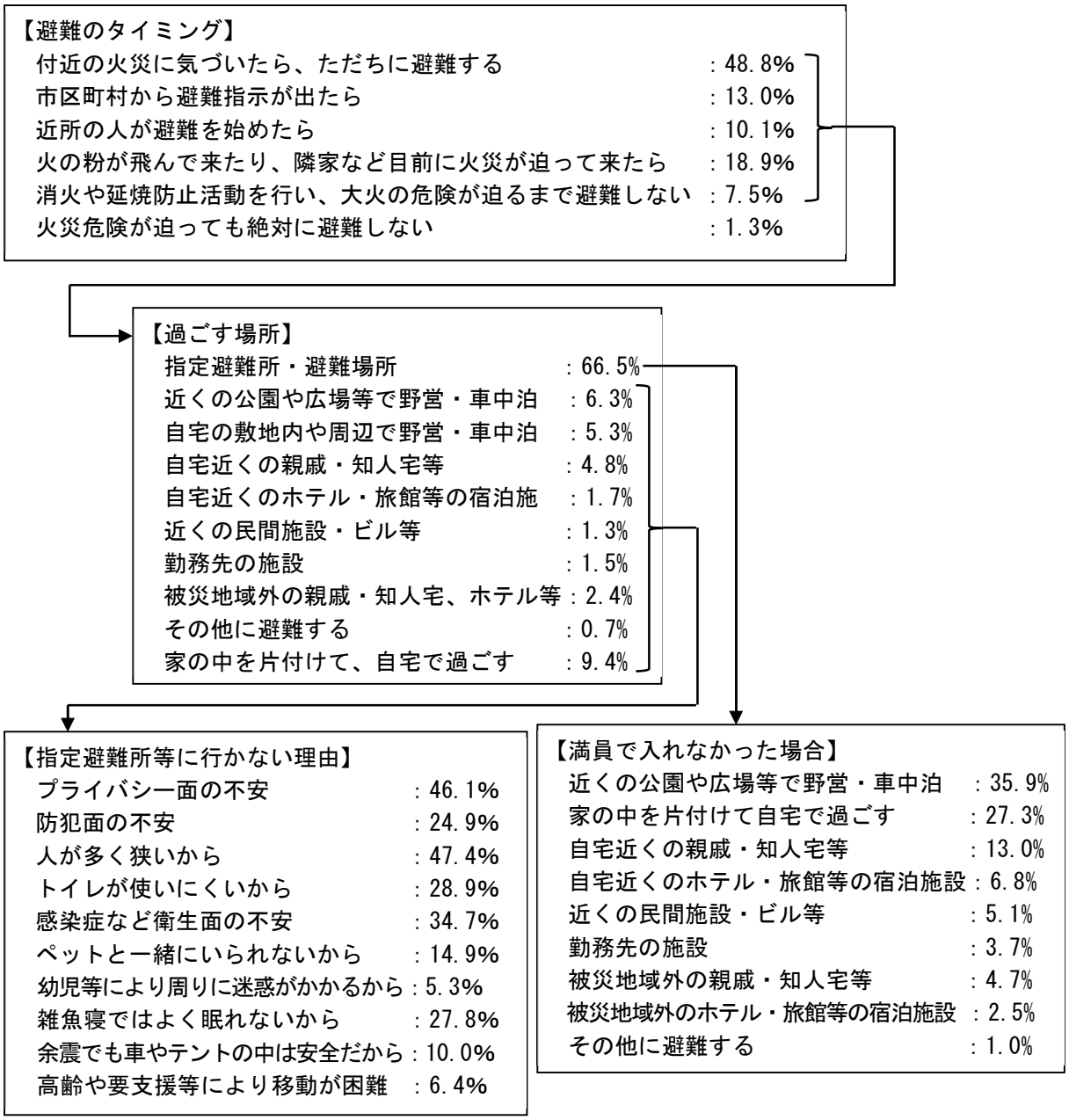

図 4.7　自宅にとどまることが難しい場合の行動フロー

揺れと近隣での火災発生時にも避難しない人（1.3%）を除く方に避難意向があり、中でも約５割の人にただちに避難する意向があった。避難の必要性の判断について、避難指示や近隣住民の避難を待つ人が、それぞれ 13.0%、10.1%いる。さらに火の粉が飛んで来たり、隣家など目前に火災が迫って来るまで避難しない（18.9%）、消火や延焼防止活動を行い、大火の危険が迫るまで避難しない（7.5%）もおり、地震火災は大規模火災に発展する危険性もある中で、延焼火災に巻き込まれないよう、より早期の避難の必要性について啓発する必要がある。

過ごす場所について、66.5%の人は指定避難所や避難場所に行く。しかし、行った先の避難所等が満員で入れなかった場合は、近くの公園や広場等で野営・車中泊をせざるをえないと考える人は 35.9%、家の中を片付けて自宅で過ごすと考える人は 27.3%いる。

一方、指定避難所・避難場所に行かない人については、人が多く狭いから（47.4%）やプライバシー面の不安（46.1%）、感染症など衛生面の不安（34.7%）などを挙げる意見が多かった。最も安

心できる自宅で過ごせる人が増えるよう、耐震化や備蓄物資の充実などの啓発を強化していく必要がある。

(3) 自宅の全壊や火災による焼失などにより長期避難しなければならなくなた場合の対応シナリオ

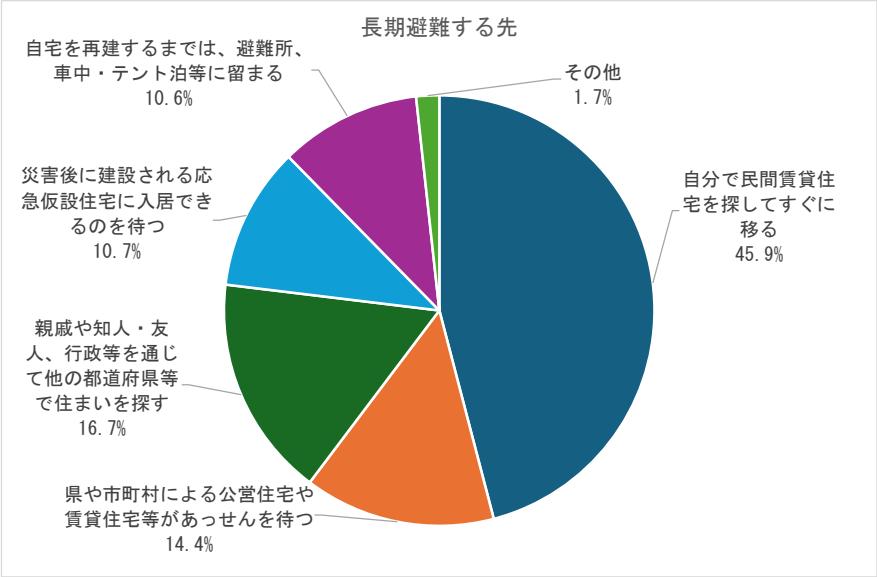

図 4.8　長期避難する先

自宅の全壊や火災による焼失などにより長期避難しなければならなくなった場合、自分で民間賃貸住宅を探してすぐに移るという意向を示した人が、45.9%と最も多くなった。また、親戚や知人・友人、行政等を通じて他の都道府県等で住まいを探すという人も 16.7%に上り、6 割近い県民が積極的に新たな住居を積極的に探す意向を持っていることが明らかとなった。

自治体からのあっせんを待つ人は 14.4%、応急仮設住宅の入居を待つ人は 10.7%いる。

また、被害を受けても自宅を再建するまでは、避難所、車中・テント泊等に留まると回答した人も 10.6%おり、自宅へ戻る強い意思がある人が一定割合いることも明らかとなった。

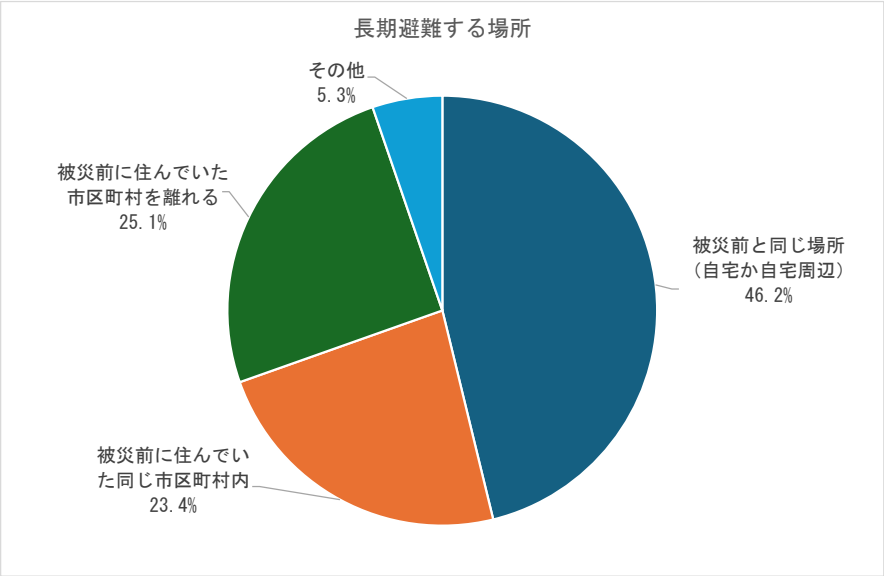

図 4.9　長期避難する場所

地震で被災した後、あなたが長期に避難する場所として、被災前と同じ場所が 46.2%と最も多く、

自宅が全壊しなかった場合はやはり自宅かその周辺で過ごしたいという意向を持っている人が多い。一方で、被災前と同じ市区町村内という回答（23.4%）よりも被災前に住んでいた市区町村を離れるという回答（25.1%）の方が多い回答となり、自宅を離れてしまうことになる場合は、他の市区町村に移動する方が多い事がわかった。

表 4.1　居住地域と長期避難する地域の関係（上：回答数、下：%）

長期避難する場所 / 居住地域	横浜市内	川崎市内	相模原市内	横須賀三浦地区内	県央地区内	湘南地区内	県西地区内	東京都内	東京以外の関東圏	関東圏以外の道府県
津波危険区域	98	8	3	127	8	138	27	31	44	49
横浜市	856	13	9	15	11	15	1	45	83	106
川崎市	21	322	8	1	2	3	1	36	39	66
相模原市	6	4	184	1	3	0	2	12	12	22
横須賀三浦	20	4	2	152	3	14	0	7	6	18
県央	7	4	5	0	201	8	3	11	23	20
湘南	22	5	5	0	15	243	7	18	25	38
県西	5	0	2	0	0	4	83	2	3	4

長期避難する場所 / 居住地域	横浜市内	川崎市内	相模原市内	横須賀三浦地区内	県央地区内	湘南地区内	県西地区内	東京都内	東京都以外の関東圏	関東圏以外の道府県
津波危険区域	18.4%	1.5%	0.6%	23.8%	1.5%	25.9%	5.1%	5.8%	8.3%	9.2%
横浜市	74.2%	1.1%	0.8%	1.3%	1.0%	1.3%	0.1%	3.9%	7.2%	9.2%
川崎市	4.2%	64.5%	1.6%	0.2%	0.4%	0.6%	0.2%	7.2%	7.8%	13.2%
相模原市	2.4%	1.6%	74.8%	0.4%	1.2%	0.0%	0.8%	4.9%	4.9%	8.9%
横須賀三浦	8.8%	1.8%	0.9%	67.3%	1.3%	6.2%	0.0%	3.1%	2.7%	8.0%
県央	2.5%	1.4%	1.8%	0.0%	71.3%	2.8%	1.1%	3.9%	8.2%	7.1%
湘南	5.8%	1.3%	1.3%	0.0%	4.0%	64.3%	1.9%	4.8%	6.6%	10.1%
県西	4.9%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	3.9%	80.6%	1.9%	2.9%	3.9%

地震で被災後、あなたが長期に避難する地域について、居住地域別に見ると、居住地域と同じ地域内へ長期避難するという意向は川崎市や湘南地区内では約 6 割、県西地区では約 8 割、その他地域は約 7 割であった。

津波危険区域内からは横須賀三浦地区内への意向が最も高かった。その他の地域について、自居住地域以外の避難意向を見ると、横浜市、川崎市、相模原市、湘南地区からは関東圏以外の道府県、横須賀三浦地区と県西地区からは横浜市内、県央地区からは東京都以外の関東圏への避難意向が多く見られた。

(4) 津波浸水危険区域居住者の直後の津波避難シナリオ

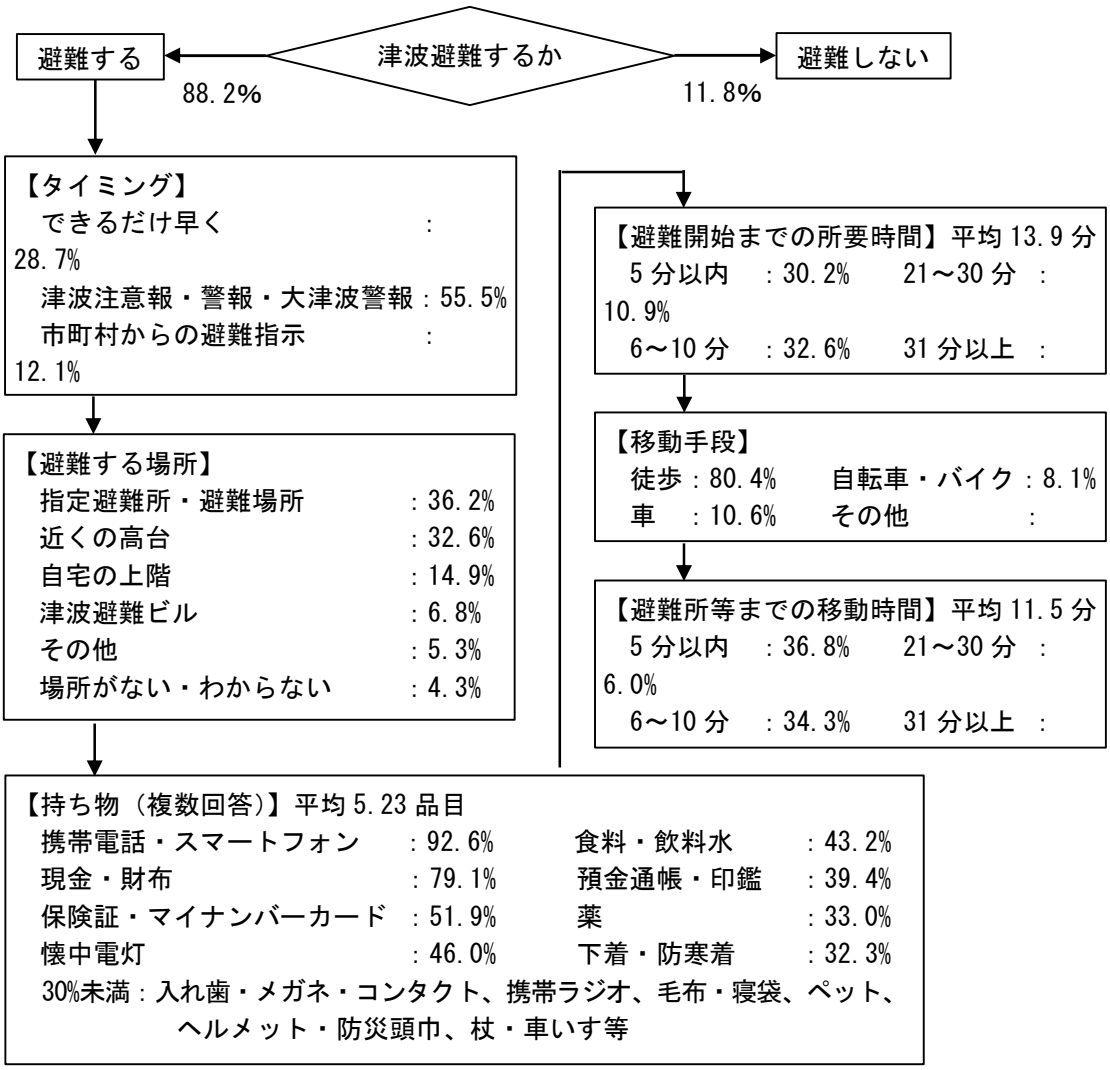

図 4.10　津波避難シナリオのフロー

避難のタイミングとしては、津波注意報・警報・大津波警報が最も多く半数以上であった。また、できるだけ早くと回答した人も約 3 割いる。

避難する場所としては、指定避難所・避難場所及び近くの高台が多く、ともに 3 割を超えていた。

避難時の持ち物としては、携帯電話や現金・財布など日頃から持ち運ぶものはそれぞれ約 9 割、約 8 割と持って行く人が多く、保険証・マイナンバーカードが次いで多い（約 5 割）となった。そのほか、懐中電灯や食料・飲料水、預金通帳・印鑑、薬、下着・防寒着なども 3 割を超えた。

次に避難開始までに要する時間をみると、平均で 13.9 分、6～10 分の間に移動を開始する人が 32.6%と最も多く、次いで 5 分以内が 30.2%となった。

移動手段は、徒歩が最も多く、8 割を超えている。

避難所等に着くまでに要する時間は、5 分以内が最も多く 36.8%、次いで 6～10 分が 34.3%となった。比較的多くの人が近隣に避難所等を確認できている事がわかる。

４．３　被害・応急対策シナリオ

⑴　シナリオの種類

ア　応急対策シナリオ

応急対策シナリオは、被害想定結果を基に、応急対策活動に関係する被害の発生状況や推移、交通やライフラインの支障・復旧状況等を記述したものである。

また、応急対策活動の実働的活動を指揮、調整する業務を対象としたシナリオで、県災害対策本部の事務局（統制部）と現地災害対策本部の事務局が行う活動や、被災地内で発生する延焼火災に対する地元の消防（局）本部や消防団の活動、応援消防部隊の派遣や活動調整、延焼火災からの避難、被災地内で発生する自力脱出困難者（要救出者）に対する消防機関、警察、自衛隊、市町村、県の対応、避難所の開設・運営、食料や緊急物資の確保と輸送・配布、被災者に対する様々な救援活動、帰宅困難者対策や要配慮者対策などを記述している。

イ　医療救護活動シナリオ

被災地内で発生する負傷者に対して、医療機関、市町村、県等がどのように対応するのかを検討している。特に、被災地内における医療活動や負傷者の搬送、応援派遣の状況等を記載している。

⑵　シナリオ作成対象地震

被害・応急対策シナリオの対象地震は大正型関東地震を基本とし、都心南部直下地震、神奈川県西部地震、南海トラフ巨大地震については、特徴的な内容を言及するにとどめた。

⑶　想定条件（地震発生日時）

シナリオを検討する際の前提として、災害対策の実施にあたって、条件が厳しい「冬の 18 時発災」を中心に検討を行った。その他の対策の実施に影響を与えると予想される条件については、特徴的となる部分についてのみ検討を行った。

(4) 被害量と対応可能量の比較

被害・応急対策シナリオの検討に際しては、被害量に応じて求められる対応量の過不足の状況を可視化するため、定量的な評価が可能なものについて、被害量と対応可能量の比較を行った。

表 4.2 に示す通り、消火活動、医療救護、火葬において対応力が不足すると思われる状況がわかった。

表 4.2　大正型関東地震、冬 18 時における被害量と応急対策のリソースの比較

需要			供給		備考
項目	被害量	県全体の値	対応可能量	県全体の値	
消防	炎上出火件数	1,593	消防ポンプ自動車数	1,446	供給：消防ポンプ自動車数＋消防団ポンプ数/2
医療	重症者＋中等症者の一部	19,896	災害拠点病院空床数	4,527	需要：重症者と入院を要する中等症者の合計
			救急自動車台数	330	
			外科医師数	4,095	
	中等症者の一部＋軽症者	65,957	外科以外医師数	16,113	需要：入院を要しない中等症者と軽症者の合計
火葬	死者数	17,448	火葬炉数	162	

以下に、項目別の被害量と対応可能量の比較結果を示す。

① 消防ポンプ自動車数

表 4.3　消防ポンプ車数と出火件数の比較（大正型関東地震、冬 18 時）

市区町村名		消防ポンプ車数	小計	消防団ポンプ数	小計	炎上出火件数	出火１件あたり対応できるポンプ車数
横浜市	鶴見区	17	204	29	549	555	0.86
	神奈川区	12		25			
	西区	8		14			
	中区	14		34			
	南区	10		35			
	保土ケ谷区	11		26			
	磯子区	8		26			
	金沢区	16		47			
	港北区	13		55			
	戸塚区	15		41			
	港南区	9		21			
	旭区	14		33			
	緑区	10		29			
	瀬谷区	9		25			
	栄区	7		17			
	泉区	10		26			
	青葉区	12		38			
	都筑区	9		28			
川崎市	川崎区	20	69	32	121	111	1.17
	幸区	8		15			
	中原区	7		18			
	高津区	9		12			
	多摩区	7		15			
	宮前区	10		13			
	麻生区	8		16			

市区町村名		消防ポンプ車数	小計	消防団ポンプ数	小計	炎上出火件数	出火１件あたり対応できるポンプ車数
相模原市	緑区	27	67	72	116	37	3.38
	中央区	16		24			
	南区	24		20			
横須賀市		54	54	48		65	1.20
平塚市		36	36	39	39	102	0.54
鎌倉市		11	11	28	28	60	0.42
藤沢市		46	46	65	65	122	0.64
小田原市		30	30	57	57	76	0.77
茅ヶ崎市		17	17	34	34	70	0.49
逗子市		6	6	9	9	10	1.05
三浦市		6	6	18	18	6	2.50
秦野市		18	18	50	50	78	0.55
厚木市		21	21	52	52	49	0.96
大和市		11	11	24	24	28	0.82
伊勢原市		11	11	31	31	44	0.60
海老名市		10	10	14	14	28	0.61
座間市		10	10	19	19	15	1.30
南足柄市		7	7	32	32	21	1.10
綾瀬市		10	10	12	12	28	0.57
葉山町		3	3	12	12	5	1.80
寒川町		4	4	10	10	21	0.43
大磯町		9	9	15	15	9	1.83
二宮町		3	3	10	10	9	0.89
中井町		2	2	10	10	6	1.17
大井町		0	0	8	8	11	0.36
松田町		3	3	14	14	7	1.43
山北町		2	2	14	14	9	1.00
開成町		0	0	7	7	10	0.35
箱根町		11	11	37	37	0	－
真鶴町		1	1	11	11	0	－
湯河原町		5	5	18	18	0	－
愛川町		7	7	15	15	1	14.50
清川村		0	0	4	4	0	－
県全体		694	694	1,503	1,503	1,593	0.91

※（(消防ポンプ車数＋1/2×消防団ポンプ車数）÷炎上出火件数）にて算出。

② 災害拠点病院の病床数

表 4.4　空床数と入院が必要な負傷者数の比較（大正型関東地震、冬 18 時）

No	保健医療圏	病院名	許可病床数	想定空床率（%）	空床数
1	横浜市	昭和大学藤が丘病院	584	21.4	125
2	横浜市	横浜労災病院	650	21.4	139
3	横浜市	昭和大学横浜市北部病院	689	21.4	147
4	横浜市	済生会横浜市東部病院	562	21.4	120
5	横浜市	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	518	21.4	111
6	横浜市	けいゆう病院	410	21.4	88
7	横浜市	横浜市立市民病院	650	21.4	139
8	横浜市	国立病院機構横浜医療センター	510	21.4	109
9	横浜市	横浜市立大学附属市民総合医療センター	726	21.4	155
10	横浜市	済生会横浜市南部病院	500	21.4	107
11	横浜市	横浜市立大学附属病院	674	21.4	144
12	横浜市	横浜南共済病院	565	21.4	121
13	横浜市	横浜市立みなと赤十字病院	634	21.4	136
14	川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	1,175	25.9	304
15	川崎北部	帝京大学医学部附属溝口病院	400	25.9	104

No	保健医療圏	病院名	許可病床数	想定空床率（%）	空床数
16	川崎北部	川崎市立多摩病院	376	25.9	97
17	川崎南部	川崎市立川崎病院	713	25.9	185
18	川崎南部	関東労災病院	610	25.9	158
19	川崎南部	日本医科大学武蔵小杉病院	372	25.9	96
20	川崎南部	川崎市立井田病院	383	25.9	99
21	相模原	北里大学病院	1,135	23.3	264
22	相模原	相模原協同病院	400	23.3	93
23	相模原	相模原赤十字病院	132	23.3	31
24	横須賀・三浦	横須賀共済病院	740	33.1	245
25	横須賀・三浦	横須賀市立市民病院	482	33.1	160
26	横須賀・三浦	湘南鎌倉総合病院	658	22.8	150
27	湘南東部	藤沢市民病院	536	22.8	122
28	湘南東部	茅ヶ崎市立病院	401	22.8	91
29	湘南西部	東海大学医学部付属病院	804	22.8	183
30	湘南西部	平塚市民病院	416	22.8	95
31	湘南西部	秦野赤十字病院	320	22.8	73
32	県央	厚木市立病院	347	22.8	79
33	県央	大和市立病院	403	22.8	92
34	県西	県立足柄上病院	296	22.8	67
35	県西	小田原市立病院	417	22.8	95
		35 病院	19,188	―	4,527

出典：病院報告「都道府県編　第　６表　病床利用率，病院－病床の種類・都道府県－指定都市・特別区・中核市（再掲）別」（令和５年）
出典：神奈川県ホームページ「災害拠点病院一覧」（令和４年７月１日現在）

重症者数	中等症者数	軽症者数
4,178	34,482	47,112
（換算）	**重傷者**	軽傷者
	19,896	65,957

③ 救急自動車台数

表 4.5　救急自動車と処置が必要な負傷者数（大正型関東地震、冬 18 時）

市町村名	救急自動車数	市町村名	救急自動車数	市町村名	救急自動車数
横浜市	112	厚木市	11	大井町	－
川崎市	37	大和市	7	松田町	－
相模原市	25	伊勢原市	6	山北町	－
横須賀市	21	海老名市	6	開成町	－
平塚市	11	座間市	5	箱根町	5
鎌倉市	10	南足柄市	－	真鶴町	－
藤沢市	18	綾瀬市	4	湯河原町	4
小田原市	14	葉山町	3	愛川町	3
茅ヶ崎市	12	寒河町	－	清川村	－
逗子市	3	大磯町	3	合計	330
三浦市	－	二宮町	2		
秦野市	8	中井町	－		

出典：神奈川県消防年報「消防関係車両現有数」（令和４年４月１日現在）

重症者数	中等症者数	軽症者数
4,178	34,482	47,112
（換算）	**重傷者**	軽傷者
	19,896	65,957

④ 外科系及び外科系以外の医師数

表 4.6　救急自動車と処置が必要な負傷者数（大正型関東地震、冬 18 時）

市区町村名		外科系医師数	外科系以外医師数	市区町村名	外科系医師数	外科系以外医師数
横浜市	鶴見区	105	432	鎌倉市	113	482
	神奈川区	89	466	藤沢市	181	785
	西区	90	342	小田原市	94	296
	中区	114	439	茅ヶ崎市	78	310
	南区	125	571	逗子市	12	57
	保土ケ谷区	61	232	三浦市	11	52
	磯子区	45	159	秦野市	31	161
	金沢区	198	754	厚木市	98	310
	港北区	134	563	大和市	94	313
	戸塚区	135	441	伊勢原市	140	563
	港南区	78	390	海老名市	55	213
	旭区	138	506	座間市	33	94
	緑区	52	170	南足柄市	4	41
	瀬谷区	14	93	綾瀬市	7	47
	栄区	43	125	葉山町	0	22
	泉区	47	157	寒川町	9	32
	青葉区	158	586	大磯町	13	50
	都筑区	90	450	二宮町	4	18
川崎市	川崎区	129	478	中井町	1	5
	幸区	73	248	大井町	1	11
	中原区	165	639	松田町	19	45
	高津区	64	328	山北町	0	5
	多摩区	50	259	開成町	1	18
	宮前区	165	666	箱根町	1	7
	麻生区	93	295	真鶴町	0	1
相模原市	緑区	71	234	湯河原町	15	23
	中央区	65	223	愛川町	8	14
	南区	228	862	清川村	0	8
横須賀市		160	631	県全体	4,095	16,113
平塚市		93	391			

出典：医師・歯科医師・薬剤師統計「第２４表　医療施設従事医師数，主たる従業地による二次医療圏、市区町村、主たる診療科別」（令和４年 12 月 31 日現在）

重症者数	中等症者数	軽症者数
4,178	34,482	47,112
（換算）	**重傷者**	**軽傷者**
	19,896	**65,957**

⑤ 火葬炉数

表 4.7　火葬炉数と死者数の比較（大正型関東地震、冬 18 時）

都道府県	火葬場名称	火葬炉数
横浜市神奈川区	西寺尾火葬場	8
横浜市西区	横浜市久保山斎場	12
横浜市金沢区	横浜市南部斎場	10
横浜市緑区	横浜市北部斎場	16
横浜市戸塚区	横浜市戸塚斎場	6
川崎市高津区	かわさき北部斎苑	16
川崎市川崎区	かわさき南部斎苑	12
相模原市南区	相模原市営斎場	11
横須賀市	横須賀市立中央斎場	10
平塚市	平塚市聖苑	6
藤沢市	藤沢聖苑	8
小田原市	小田原市斎場	9
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市斎場	5
逗子市	（株）誠行社斎場	4
三浦市	三浦市火葬場	2
秦野市	秦野市伊勢原市環境衛生組合秦野斎場	7
厚木市	厚木市斎場	6
大和市	大和斎場	8
真鶴町	真鶴聖苑	3
愛川町	愛川町営斎場愛川聖苑	3
	合計	162

出典：全国火葬場データベース（厚生労働省、令和元年６月）

死者数
17,448

(5) 被害応急活動シナリオ

以下に作成した応急対策シナリオ、医療救護活動シナリオ各々の概要版及び詳細版を掲載する。

① 応急対策シナリオ（概要版）（大正型関東地震：冬・平日 18 時発災）

【一般状況】

	発災～１時間後 （18～19 時）	１～６時間後 （19 時～０時）	６～24 時間後 （０時～翌日 18 時）
余震	・震度４から５強の余震が断続的に発生	・震度４から５強の余震が１時間に３～４回発生 ・震度６弱から６強も発生	・震度４から５強の余震が１時間に１～２回発生
人的被害		・熱傷患者が出始める ・避難所にも負傷者が運び込まれる	
津波関係	・大津波警報発表 ・津波による避難者が発生 ・５～10 分で第一波が到達 ・津波逃げ遅れ等による被害が発生	・津波が繰り返し襲来する	・大津波警報を津波警報に切り替え ・ビルや高台等で過ごす避難者が多数 ・（夕方）津波警報を津波注意報に切り替え ・（夕方）緊急避難場所から避難所への避難者の移動が始まる
火災関係	・各地で出火 ・初期消火できなかった出火点から延焼が始まる	・各地で延焼火災が発生 ・延焼地区内及び周辺住民からの避難者が増加 ・危険物の漏洩が発生 ・火災等で二次避難が必要な避難所が発生	・延焼がさらに拡大 ・延焼からの避難者が最大となる
救出関係	・県内各地で自力脱出困難（要救出）者が多数発生 ・余震警戒の下、家族や地域住民等により救出活動が始まる ・エレベーターの閉じ込めが多数発生	・救出要請が相次ぐが、地元の消防・警察では対応しきれない ・要救出者のうちの７～８割が地域住民や消防団等によって救出される ・外が暗くなり、一部の地域で、救出活動が休止 ・住民等により、安否確認、生き埋め者の確認作業が始まる	・夜明けとともに被害の甚大さが明らかになる ・救出要請が断続的に続くが、消防・警察では対応しきれない
避難関係	・建物被害、ライフライン支障等による被災者が発生 ・山間部で土砂災害や河道閉塞による要避難地区発生 ・被災者が緊急避難場所、避難所へ向かう	・避難所に住民が集まり始める ・一部では開設できない避難所が発生 ・一部避難所では、避難者が集中し、避難者の受入れを停止 ・要配慮者の多くは自宅に留まっている	・一部の避難所で、食料が不足する ・在宅避難や避難所以外への避難者が増える
ライフライン	・断水、停電、ガス供給停止、通信障害	・通話規制開始	・県内の広い範囲で機能障害が続き、復旧の目途は立てられない
交通機関・帰宅困難者	・県内全ての鉄道が停止 ・鉄道の車内に多くの利用者が閉じ込め ・駅周辺では、多数発生した帰宅困難者の滞留が激しくなる	・膨大な帰宅困難者が発生し、徒歩での帰宅者による歩道の混雑や、一時滞在施設や避難所への移動が始まる ・鉄道の車内に取り残された乗客の避難が順次進められる	・帰宅困難者の一部が避難所や一時滞在場所に集まり始める
道路	・県内全域の道路で通行支障	・主要道路等で交通規制 ・緊急交通路、緊急輸送道路等で点検・啓開が始まるが、ほとんど進まない	・一部の幹線道路が通行可能となり、緊急交通路の指定が行われる ・主要道路等の交通規制が続く
その他			
地域の特徴	・三浦半島や県西部、山間部では、アクセス道路が絶たれ、孤立地域が随所に発生 ・横浜市、横須賀三浦、湘南や県央の山間部、県西部の各地で土砂災害が多数発生 ・横須賀三浦、湘南、県西の海岸部では、津波による被害が大きい（人的被害、建物、交通機関等）		

	24～72 時間後 (翌日18時～３日目18時)	72 時間～１週間後 （3日目18時～１週間後)	１週間～１か月	1か月～6か月	６か月～
余震	・震度４から５強の余震が３～４時間毎に発生	・震度４から５強の余震が１日に２～３回発生	・震度４から５強の余震が２～３日毎に発生		
人的被害					
津波関係	・津波注意報解除				
火災関係	・延焼は鎮火に向かう ・鎮火した地区に、避難者が戻り始める	・延焼完全鎮火			
救出関係	・おおよその状況が判明する ・救出活動が進む ・自衛隊緊急消防援助隊による救出活動が本格化	・全体の詳細な状況が判明する ・救出活動から捜索活動に移る	・捜索活動が続く		
避難関係	・火災からの避難者が増える ・広域避難や避難所間の移動が始まる ・避難所から自宅等に戻る避難者が増える ・建物被害が大きい介護施設やライフライン支障が続く介護施設で収容者の移送が必要となる ・福祉避難所の開設が進まない	・高齢者や障がい者の入所施設で、建物の被災やライフラインの断絶等により、安全でライフラインが供給されている施設への移送が必要になる ・二次避難施設への移送が決まらない要配慮者が滞留	・（７日後）福祉避難所が徐々に開設が進むが要配慮者の受入れ人数が足りず、より広域での受入れ体制が必要になる ・（１か月後）罹災証明の発行が進み、公営住宅や民間住宅等の賃貸型応急仮設住宅へ入居する避難者が増えてくる ・災害関連死の防止を含め、心のケアや健康管理が課題となる	・建設型応急仮設住宅へ入居する避難者が増えてくる ・避難生活で健康を害し、災害関連死につながるケースが増加する ・避難所の集約が進む	・避難者の生活再建に向けて、支援ニーズときめ細かな支援が課題となる ・メンタル面で問題を抱える避難者が顕在化してくる
ライフライン	・復旧は進まない ・一部の孤立地域で、基地局通信設備の非常電源が停止し、携帯電話やテレビ・ラジオが停波する ・被害調査本格化 ・電源車の配備、給水車出動	・通信事業者が臨時基地局や衛星通信設備の設置等を進め、徐々に復旧が進む ・新たな地域で、基地局通信設備の非常電源が停止し、通信の断絶が継続する		・上水道、電力が全県で復旧	
交通機関・帰宅困難者	・移動が困難な要配慮者の移送が課題となる		・一部鉄道運行再開		
道路	・陸路に加え、港湾の被災等で海上からのアクセスも困難な孤立地域への対策が急務となる		・（１か月後）県内のほぼ全域の道路が通行可能になるが、一部の道路では１車線規制等が続く		
その他				・被災住宅や空き家の撤去、災害廃棄物の処理が課題となる	・復興計画の策定の取組が本格化する ・復興業務に係る人材確保が課題となる ・倒壊住宅の撤去が進まない
地域の特徴	・三浦半島や県西部、山間部の緊急交通路、緊急輸送道路等の点検・啓開が進まない	・三浦半島や県西部、山間部以外の道路の啓開が順次進められる ・上水道が川崎市や相模原市、県西地域の一部で復旧	・三浦半島や県西部、山間部の道路が徐々に啓開され、車両の通行が可能になる ・電力が一部地域で復旧 ・電力が横須賀三浦地域や湘南地域の一部を除き多くの地域で復旧		

【各機関の活動】

		発災～１時間後 （18～19 時）	１～６時間後 （19 時～０時）	６～24 時間後 （０時～翌日 18 時）
県	全般	・発災と同時に、県庁に災害対策本部、地域県政総合センターに現地災害対策本部、総合防災センターに災害活動中央基地を設置 ・知事・副知事に連絡を取り、無事を確認 ・全庁に第二次本部体制の参集メールを発信 ・通信網の正常稼働を確認 ・災害情報管理システムにより情報収集開始 ・津波からの迅速避難を知事メッセージ、SNS、HP で呼びかけ ・自衛隊へ災害派遣要請 ・LO 参集要請（消防、警察、海保、関係機関等）	・参集率が低く対応に苦慮する中、災害対策本部会議開催に向けた対応開始 ・第１回の本部会議開催（以降随時開催） ・LO 到着（消防、警察、海保、関係機関等） ・災害救助法の適用検討、各市町村へ打診（政令市以外） ・先遣隊による調査の準備、市町村連絡員の派遣準備・指示、関係機関へ連絡員の派遣準備	・国の現地災害対策本部設置方針が伝達 ・知事会の関東ブロックの幹事県、関西広域連合から連絡員派遣の連絡 ・先遣隊による調査、市町村連絡員の派遣が開始 ・(12 時間後）政府調査団が県庁に到着
	指令調整班	・首都直下地震のアクションプラン適用を確認 ・消防庁へ応援依頼	・自衛隊の活動場所、活動拠点の調整開始 ・自衛隊に航空機による情報収集を依頼 ・航空小隊の受入調整 ・緊急消防援助隊の統括指揮支援隊である横浜市消防局が到着 ・横浜市消防局、川崎市消防局の連絡員到着	・ヘリポートやヘリの臨時離着場、物資受入港、広域応援活動拠点の安全確認開始 ・各機関との活動場所・活動拠点の調整(以降随時実施)
	情報班		・一部の市町村では災害情報管理システムにアクセスができないことが判明 ・通信網で市町村と連絡可能なことを確認 ・消防及び警察ヘリに映像伝送を依頼 ・市町村へ災害情報管理システムでの被害報告を依頼(以降随時実施)	・市町村から応援部隊の派遣、県施設の提供、避難所運営等の人員応援の要請
	市町村 応援班	・資源配分連絡調整チームの設置準備	・全域への災害救助法適用を決定(政令市以外) ・資源配分連絡調整チームを設置 ・救助実施市、物資関連事業者に参集依頼 ・県施設管理者へ一時滞在施設の開設・運営を依頼 ・協定事業者・団体に災害時帰宅支援ステーションの開設依頼 ・自衛隊に物資輸送、応急給水を要請	・物資関連事業者の LO が順次、参集 ・避難所運営支援の県職員配置計画を策定、職員の配置開始 ・市町村から物資支援の支援要請 ・電源車、衛星通信機器配備の調整開始 ・帰宅困難者の一時滞在施設の開設状況調査開始
	その他	・知事メッセージの発出準備 ・ホームページ、SNS、L アラートによる情報提供開始		・飛行エリアの分担等を調整 ・知事会、関西広域連合、総務省の LO 到着 ・国に GADM を含めた対口支援伝達 ・GADM 投入計画検討開始 ・広聴窓口の設置
市町村		・庁舎の被災状況の確認と、幹部職員の安否確認の後、災害対策本部を設置 ・職員の参集を指示 ・浸水区域の住民への避難指示を発令、避難の呼びかけ ・土砂災害警戒区域、危険が迫る地域等への避難指示 ・避難所開設に向け、職員派遣 ・応急給水準備	・県に自衛隊、消防、警察等の応援要請 ・県に避難所運営要員の要請 ・県施設の避難所開設協力要請 ・備蓄物資提供の準備開始	・県に応援部隊、応援職員の派遣要請 ・県に電源車の派遣 ・応急給水の支援要請 ・応急給水開始 ・救援物資の受援拠点(地域内輸送拠点)の安全確認

		24～72 時間後 (翌日18時～３日目18時)	72 時間～１週間後 （３日目18時～１週間後）	１週間～１か月	１か月～６か月	６か月～
県	全般	・LO 増加のため、民間ビルにスペースを確保 ・自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊の増員要請、活動調整	・市町村連絡員の増員	・県災害救援ボランティア支援センターを開設、市町村の災害ボランティアセンター間の調整、支援を開始 ・二次避難先の確保までの暫定的な避難所の設置等を柱とする広域避難の方針決定し、県の体制を再構築 ・暫定的な避難所(1.5 次避難所)の開設準備 ・児童生徒の教育確保を国と調整	・震災復興本部を設置 ・復興の基本方針、復興計画の策定作業開始 ・緊急消防援助隊の活動終了 ・国に財政支援の強化を要請 ・国に土木、建築などの技術系の職員の中長期派遣を要請 ・災害関連死を防ぎ、被災者の生活再建を支援するため、避難者支援体制の構築を進める ・災害ケースマネジメントを実施する体制の整備と展開開始	・復興の基本方針の公表
	指令調整班	・消防ヘリの給油体制について、石油連盟や県石油業協同組合等と調整	・自衛隊に対して、入浴等の生活支援、物資の輸送等の応援要請 ・孤立地域へ航空機による物資や医薬品等の供給、ヘリによる救出活動の調整			
	情報班	・通信大手の各社の LO 等と衛星通信を利用した通信機器の早期導入について、重点支援箇所等の調整 ・死者や安否不明者の氏名公表に向けて、市町村や警察に情報提供と報告を依頼し、確認ができた市町村から、順次、公表				
	市町村応援班	・国のプッシュ型支援の実施決定 ・広域物資輸送拠点、運営スタッフの確保、市町村の地域内輸送拠点の体制確認 ・物資拠点の確保や要員、輸送車両の調達が困難な市町村に対して、県の広域防災活動拠点、民間の物流施設や資機材、要員などの支援措置を調整 ・市町村の応援職員のニーズを集約 ・不足する物資のプル型での調達を調整	・輸送が厳しい場所について、自衛隊の輸送支援等を調整 ・難航する中、二次避難の受入について、国や全国知事会等との調整 ・市町村へ広域避難の実施方法やニーズを調整 ・要配慮者の移送体制の確立に向け調整 ・国等に対して、トイレカーやキッチンカーなどの支援要請 ・国等に対して、避難所内外の要配慮者などの避難者の把握と福祉的な支援を担う人員要請 ・県内外に所在する避難者の把握と管理を行うシステム開発開始 ・機能停止になった市町村へ優先的に対口支援団体による支援を開始			
	その他					
市町村		・孤立地域へのヘリの離着場所の確保等について、国や県と調整 ・応急給水の受入開始	・安否不明者、死者を県に報告 ・二次避難が必要な避難者の把握開始	・災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの派遣先の調整開始 ・保健師チームや DWAT の支援要請	・復興計画の策定に向けた準備開始 ・県に復旧・復興に向けた人員・財源を要請	

② 被害・応急対策活動編（詳細版）（大正型関東地震：冬・平日 18 時発災）

1　被害シナリオ

【発災～１時間後（18 時～19 時）】

県内のほとんどの地域で、震度６弱から７の強い揺れの地震が発生し、震度４から５強の余震が断続的に発生する。広い範囲で建物倒壊や急傾斜地崩壊等が発生し、多くの住民が巻き込まれる。

東京湾、相模湾の沿岸地域に大津波警報が発表され、相模湾では発災後５～10 分で津波の第一波が到達する。沿岸部の多くの住民が高台等への避難を開始するが、逃げ遅れ等により津波に巻き込まれる被害が発生する。

県内の住宅街を中心に出火が発生し、初期消火できなかった出火点から延焼が始まる。

倒壊建物や土砂災害等に巻き込まれた負傷者や自力脱出困難者（要救助者）が、県内各地で多数発生する。余震への警戒の下、揺れから難を逃れた家族や地域住民等による救出活動が始まり、助け出された人に対する応急手当や病院などへの搬送が行われる。高層ビルでは、エレベーターの閉じ込めが発生する。

建物被害、津波、ライフライン支障、余震を懸念して避難する避難者が発生し、避難者が緊急避難場所、避難所へ向かう。

山間部では、土砂災害や河道閉塞による要避難地区が発生する。

広い範囲で停電やガスの停止、断水、通信の障害も頻発し、ライフラインの被害が拡大していく。

帰宅ラッシュの時間帯に、県内全ての鉄道が停止し、多くの利用者が車内に閉じ込められ、駅周辺では、多数発生した帰宅困難者の滞留が激しくなる。

道路の被災、建物の倒壊や土砂の流出、落橋等により、県内全域の道路で通行支障が発生する。特に半島部や山間部では、アクセス道路が絶たれ、孤立地域が随所に発生する。横浜市、横須賀三浦地域、湘南や県央地域の山間部、県西地域の各地で土砂災害が多数発生する。横須賀三浦、湘南、県西地域の沿岸部では、津波による人的、建物、交通機関等の被害が発生する。

【１～６時間後（午後７時～午前０時）】

震度４から５強の余震が１時間に３～４回程度発生し、震度６弱から６強の余震も発生する。

被災者が膨大で、避難所にも負傷者が運び込まれる。

津波の襲来が継続し、被害が拡大する。危険を逃れた住民が高台等で状況を注視している。

火災は県内の随所で出火し、延焼が拡大する。延焼地区内及びその周辺からの避難者が増加する。危険物の漏洩が発生し、火災等で二次避難が必要な避難所が発生する。

停止した鉄道の車内に閉じ込められた乗客の中に、要救助者が出始め、症状が深刻な者もいる。

倒壊建物や土砂災害等からの要救助者も続出し、地元の消防や警察に救助の要請が殺到するが、対応し切れないことから、暗闇の中、住民や消防団による消火や救出活動、安否確認が継続して行われている。一部の地域では、救出活動が休止する。通話規制が行われ、家族への連絡や安否確認がしにくい状況となる。

避難所の開設が進むが、損傷がひどく使えない避難所も多い。夜間になり、避難所への避難者が増えることから、収容可能人員を超えるところも出始め、避難者の受入れを停止する避難所も

発生する。停電等のライフライン停止が継続する中、避難行動に支障がある要配慮者の多くは自宅に留まっている。

膨大な帰宅困難者が発生し、徒歩帰宅者による歩道の混雑や、一時滞在施設や避難所への移動が始まる。鉄道の車内に取り残された乗客の避難が順次進められる。

主要道路等で交通規制が始まり、緊急交通路、緊急輸送道路等で点検・啓開が始まるが、ほとんど進まない。

【６～24 時間後（０時～翌日 18 時）】

震度４から５強の余震が１時間に１～２回程度発生する。

朝には、津波警報が津波注意報に切り替わったが、水は引かず、捜索や救出・救助をすることができない。寒空の中で、緊急避難場所となるビルや高台等で過ごす避難者が多数に上る。夕方近くになって津波注意報も解除となり、緊急避難場所から避難所への避難者の移動が始まるが、高所から出られず、救援を待つ者もいる。

火災の延焼は消防の延焼抑止活動もあり、拡大の勢いは止まったものの、鎮圧には至らず延焼からの避難者が最大となる。消防の応援もまだ始まらない。

全体の状況がなかなか判明しなかったが、夜明けとともに、被害の甚大さが明らかになってくる。消防や警察には、要救助者の通報も断続的に寄せられるが、対応は全く追いついていない。夕方近くになり自衛隊等の応援部隊が県内に入り始めるが、本格的な活動には至っていない。

避難所は、損傷が酷く開設できない施設も多い。開設された避難所も、運営の体制が整わない中で、避難者が殺到したことから、深夜には避難者が入りきれない避難所が続出し、自宅避難や避難所以外への避難による避難者が増え始める。避難所に指定されていない場所での自主避難所も立ち上がり始める。一部の避難所では食料が不足し始めるほか、火災の延焼に伴い、二次避難が必要な施設も出てくる。

ライフラインは県内の広い範囲で断絶しており、復旧の目途は立てられずにいる。

鉄道の車内に取り残された乗客の避難は、鉄道事業者の誘導体制の確保に合わせ、深夜から順次進められる。帰宅困難者の徒歩での帰宅や、自治体の設置する一時滞在施設や避難所への移動が活発になる。

道路は被災状況の調査が進み、主要道路等の交通規制が続く中、通行可能な幹線道路は緊急交通路の指定が行われ、一般車両の通行が困難になる。アクセス道路が断絶し、孤立化した地域も判明してくる。

【24～72 時間後（翌日 18 時～３日目 18 時）】

震度４から５強の余震が３～４時間毎に発生する。

おおよその被害状況が判明し、消防・警察・自衛隊の応援部隊の進出が進み、家屋の倒壊、土砂災害現場からの救出等に順次投入され、救出活動が拡大していく。

延焼は鎮火に向かい、鎮火した地区には避難者が戻り始める。

津波注意報の解除後、高所に取り残された被災者の救助が進められる。

48 時間経過後からは、他自治体からの人員や物資の応援が始まる。

避難所では、自治体職員の配置が進み、運営体制は整ってくるが、物資が不足する避難所が増え始める。また、停電や断水が継続し、トイレ問題も含め生活環境の改善が課題となる。火災か

らの避難者が増え、より安全な避難所等への移動が始まる。避難所から自宅等に戻る避難者や、不便な環境を避け、被災していない県外等への自主的な避難が増え始める。建物被害が大きい介護施設やライフライン支障が続く介護施設における収容者の移送が必要となる。

指定福祉避難所は、被災して利用できない施設があるほか、スタッフの被災等で人員が不足し、開設が進まない。医療や福祉面の支援が必要な要配慮者も、自宅が危険な場合は、一般避難所への避難をせざるを得ない状況となる。

約 62 万人が帰宅困難となり、帰宅困難者の一時滞在施設では、徒歩での帰宅を選択する者がいる一方で、移動が困難な要配慮者の移送が課題となってくる。

ライフラインの復旧は進まず、一部の孤立地域では、基地局設備の非常電源が停止し、携帯電話やテレビ・ラジオが停波し通信の断絶も深刻となる。ライフラインが断絶した地域を中心に電源車や給水車が出動する。陸路に加え、港湾の被災等で海上からのアクセスも困難、通信も確保できない孤立地域への対策が急務となる。

三浦半島や県西部、山間部の緊急交通路、緊急輸送道路等の点検・啓開が進まない。

【72 時間～１週間後（３日目 18 時～１週間後）】

震度４から５強の余震が１日に２～３回程度発生する。

火災は完全に鎮火し、全体の詳細な状況が判明するとともに、捜索活動に重点が移る。

被災した道路の啓開が順次進められ、孤立地域からの救出活動やライフラインの復旧活動が進むが、いまだ安否不明者は多く、ライフラインの復旧も一部にとどまる。

避難所では、段ボールベッドや間仕切りシステム、水・食糧の配給、通信設備の設置等が進み、生活環境は改善していくが、要配慮者の入所も多く、運営への要配慮者や女性の意見の反映のほか、災害関連死の防止が課題となってくる。

指定避難所以外に、自宅や自主的な避難所、車中泊等で避難生活を送る者、高層建物の上層階で孤立状態となった世帯、避難所への入所が困難な要配慮者等、膨大な避難所外への避難者の把握と支援が課題となってくる。

また、避難者が膨大のため、避難施設が不足していることから、県外も含めた避難施設の確保が課題となる。特に要配慮者の福祉施設、ホテル、旅館等への二次避難の避難施設の確保が課題となる。

高齢者や障がい者の入所施設においても、建物の被災やライフラインの断絶等で、安全な施設への移送が必要になってくる。一般の避難所においても、自治体が設置した二次避難施設への移送が決まらない要配慮者の滞在が継続し、福祉施設のような様相を呈してくる。

孤立地域では、空路でのアクセスや自衛隊等の陸海からのアクセスにより、物資等が届けられるようになるが、より良い生活環境への避難が課題になる。

通信事業者が臨時基地局や衛星通信設備の設置等を進め、徐々に復旧が進むが、進入できない孤立地域では、通信の断絶が継続するところもある。また、同時に基地局設備等の非常電源の停止も進み、新たに通信が断絶する地域も発生する。

三浦半島や県西部、山間部以外の道路の啓開が順次進められ、上水道が川崎市や相模原市、県西地域の一部で復旧する。

【１週間～１か月】

震度４から５強の余震が２～３日毎に発生する。

不明者の捜索・救出活動が継続する。

高齢者の入所施設等の施設復旧に伴い、指定福祉避難所の開設が徐々に進むが、要配慮者の受入れ人数が足りず、より広域での受入れ体制の確保が深刻な課題となる。１か月後には、罹災証明の発行も進むが、被災した避難者の被災家屋の調査など、生活再建に向けた支援が大きな課題となる。

公営住宅や民間住宅等の賃貸型応急仮設住宅へ入居する避難者が増えてくる。さらに、県外への避難者を受け入れている自治体による応急仮設住宅の提供も広がってくる。

ライフラインは徐々に復旧するが、アクセスに支障がある場所等の復旧は、さらに時間を要し、概ね 50 日後には上水道、電力が全県で復旧する。

避難生活の長期化を見据え、災害関連死の防止も含め避難者の心のケアや健康管理が課題になってくる。

三浦半島や県西部、山間部の道路が徐々に啓開され、車両の通行が可能になる。徐々に電力が一部地域で復旧し、時間の経過とともに横須賀三浦や湘南地域の一部を除き多くの地域で復旧する。

一部の鉄道は運行を再開する。

１か月後には県内のほぼ全域の道路が通行可能になるが、一部の道路では１車線規制等が続く。

【１か月～６か月】

建設型応急仮設住宅の建設が順次、進められる。自治体の応援体制が整い、罹災証明の発行が進み、公営住宅や民間住宅、建設型などの応急仮設住宅に入居する避難者が増えてくる。県外への避難者も多く、避難先も親類や知人宅、避難先が提供する応急仮設住宅等様々である。避難所や応急仮設住宅以外への避難者の把握と、支援情報などの提供、ニーズの把握などが困難になってくる。

長期にわたる避難生活で健康を害し、災害関連死につながるケースが増加する。避難者のニーズや健康状態等も個別化、多様化し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援が課題となってくる。

避難所は、応急仮設住宅等への入居が進むことで閉鎖が進み、６か月後には自治体毎に数カ所に集約が進むが、移転先の施設が決まらない要配慮者や、避難所での生活で築いたコミュニティへの愛着から移転を拒む避難者、住み慣れた地域から離れたくない避難者等も多く、避難所の完全な閉鎖には至らない。

被災住宅や空き家の解体・撤去、膨大な災害廃棄物の処理の課題が大きくなってくる。

【６か月～】

被災した市街地に散在する災害廃棄物や居住不能となった倒壊住宅の解体・撤去が進まず、被災地の復興と被災者の生活再建にとっての大きな課題となる。公費解体制度も適用されるが、解体事業者の不足や所有者の特定、共有者の同意、広域避難者との連絡など課題が多く、進まない。

仮設住宅で自治組織が設立されていない地域では、住民同士のトラブルや被災者の孤立が課題となる。長期にわたる避難生活で健康を害し、震災関連死につながるケースが増加する。

避難者の生活再建に向けて、避難者の支援ニーズの把握ときめ細かな支援が大きな課題になるが、県内外の広域に散在する避難者の把握と支援情報の提供が困難な状況が続く。

津波や住宅の倒壊、火災などで甚大な被害となった地域を中心に、復興が大きな課題となる。自治体による復興計画の策定の取組が本格化し、復興まちづくり協議会などの設置も進むが、被災者の参画、特に女性や要配慮者の意見の反映が問題となる。

また、県外など広域に避難している避難者のニーズの把握や復興まちづくりへの参画が課題となる。

災害復興住宅など自治体の住宅の再建支援策が進められるが、広域避難者の生活基盤が避難先に移行する中で、時間の経過とともに避難者のニーズが変化していく。

膨大な復興業務に係る自治体の人材確保が追い付かない。また、深刻な被災による喪失感や心理的な負担からメンタル面で問題を抱える被災者が顕在化してくる。

２　応急対策活動シナリオ

【発災～１時間後（18 時～19 時）】

〔県〕

発災と同時に、県庁に災害対策本部、地域県政総合センターに現地災害対策本部、総合防災センターに災害活動中央基地を設置する。県庁内は、転倒防止をしていない一部の棚が倒れ、書類が散乱する。停電が発生し、エレベーターが停止するも、程なく、自家発電に切り替わる。庁舎内の安全確認、通信設備の点検等を実施した結果、庁舎間をつなぐ渡り廊下が亀裂のため、通行禁止となる。

災害対策本部がある西庁舎を含む庁舎は、一部の施設を除き、利用可能である。

一般の電話回線は不通となったため、退庁済みの知事・副知事とは、公用の携帯電話と防災行政通信網（以下、「通信網」という。）で連絡を取り、無事を確認した。知事に具申し、災害対策本部の設置を決定し、併せて、全域での現地災害対策本部、災害活動中央基地の設置を決定した。

全庁に第二次本部体制の参集メールを発信し、まだ県庁内に在庁していた、くらし安全防災局の職員を中心に災害対策本部の司令塔である統制部の体制の確立に努めるが、くらし安全防災局の職員だけでは、人手が足りない。次第に、事前に指定している他部署の応援職員も、在庁していた職員を中心に西庁舎に集まり始めたが、大半の職員は災害対応に不慣れなため、要領がつかめず困惑し、動けない職員も少なくない。幹部も待機中だった２名以外は在庁しておらず、情報収集と連絡調整に追われる。統制部の運営の中核を担う職員も少なく、応援職員への業務の指示が十分に行えず、統制が取れない。

終業間もない発生で、県庁の近傍にいた職員も多く、発災から１時間で参集は２割程度である。

６階の災害対策本部室と統制部が置かれる７階は、非常用電源で正常に稼働、通信網の設備も正常に稼働していることを確認した。

被害情報を収集する災害情報管理システムを立ち上げ、情報収集に入る。ほどなく、相模湾と東京湾沿岸地域に大津波警報が発表されたため、気象庁から沿岸市町に対して、緊急速報メールが発信されるとともに、県では SNS でも注意喚起を呼びかける。県ホームページでも大津波警報の発表と迅速避難の呼びかけを掲載する。

知事の登庁可能時間を確認し、知事と相談の上、21 時に第１回の災害対策本部会議の開催を決定し、通信網で関係機関に周知するとともに、記者発表を行った。

西庁舎７階では、全てのパーテーションを撤去し、統制部の運営体制を整える。

震度情報や報道情報等から、相模トラフを震源とする大正型関東地震と同規模の地震と推定し、登庁した統制部長（くらし安全防災局長）の判断で、自衛隊の災害派遣要請を知事に具申し、知事から第１師団長等に派遣を要請した。

県警察、代表消防本部、海上保安庁、電力等のライフライン事業者の連絡員（以下、「LO」という。）の参集を要請する。

指令調整班の要員は、防災関係機関の初動対応等の情報収集を開始する。大正型関東地震と同規模との推計から、首都直下地震のアクションプランの適用を確認し、消防庁に応援要請を行う。

市町村応援班の要員は、市町村の被害状況等について情報収集を開始し、資源配分連絡調整チームの設置の準備を進める。

広報・報道班の要員は、知事メッセージの発出の準備を行う。県ホームページの特設ページの設置について知事室と調整を進める。

激甚ケースの検討

本ケースは、平日 18 時で職員も在庁また庁舎近傍にいて参集職員を確保しやすい状況設定となっているが、深夜や休日の場合、職員自身や家族の被災、公共交通機関の停止や道路の被災等も重なり、職員の多くが参集できない、あるいは参集に相当の時間を要し、ごく限られた人員で初動対応を行うケースも想定しておく必要がある。

災害対策本部の司令塔である統制部の職員は、発災後、数時間では、庁舎周辺に在住の職員中心に１割程度の参集見込みであり、初動対応が非常に厳しい状況となる。

また、統制部が置かれる庁舎や設備は、耐震性は確保されているが、想定外の被災が発生し、あるいは庁舎周辺の被災が甚大で、庁舎の出入やアクセスが困難などの理由から、庁舎が使えず、直ちに代替庁舎の確保の検討や調整が求められることも考えられる。

〔市町村〕

被災市町村では、庁舎の被災状況の確認と、幹部職員の安否確認の後、災害対策本部を設置し、職員の参集を指示する。

内陸の市町村では、津波による浸水の影響はないが、揺れによる庁舎の損傷が激しく、代替庁舎に災害対策本部を設置する市町村もある。

大津波警報が発表された沿岸市町では、浸水区域の住民への避難指示を発令し、防災行政無線、エリアメール等あらゆる媒体を使って避難を呼びかける。消防団は、安全確保に留意しながら、住民の避難誘導に注力する。

余震が続く中、土砂災害警戒区域、危険が迫る地域等への避難指示を行う。併せて、全域の指定避難所の設置を決め、施設の安全確認と開設準備を指示し、避難所に職員を派遣する。

消防には直後から、119 番通報が殺到するも、対応が追い付かず、要請のトリアージに追われる。

全職員の参集を呼びかけているが、参集率は１時間で全職員の３割程度であった。

被災現場では、難を逃れた消防団や自主防災組織の住民による初期消火や救出活動等が進む。

消防団は、順次、団員の参集が始まる。被害の様相から消防や警察に出動を要請するも、連絡がつきにくい。繋がっても即時の対応は期待できない状況の中、生き埋め現場からの救出や初期消火などの活動を開始する。

自主防災組織も活動できる人員で安否確認や初期消火、救出活動などを開始する。避難所運営委員会のメンバーは避難所の開設に動くも、被災したメンバーも多く、人員が不足する。

【１～６時間後（19 時～０時）】

〔県〕

統制部の各班の運営体制が整う。防災関係機関からの L0 が到着、情報収集に取り組む。

第１回の災害対策本部会議を開催する（以降随時開催する）。災害救助法の適用を検討し、政令市以外の各市町村へ打診する。先遣隊による調査の準備、市町村連絡員の派遣準備、関係機関へ連絡員の派遣準備を行う。広域防災活動拠点及び広域防災活動備蓄拠点の開設準備を行う。職員応援ニーズを市町村に問い合わせる。関係機関へ応援要請を行う。電力、通信、道路管理者等の関係機関からの L0 の受入れを開始する。

時間外の発災時に派遣する市町村連絡員の派遣を指示するとともに、18 時発災であることを考慮し、執務時間内の派遣を担当する市町村最寄りの県機関からの人員派遣も併せて指示した。

（情報班）

災害情報管理システムから、市町村の被害状況の収集に着手している。市町村の体制を確認する中で、通信網により全市町村と通話ができることを確認した。また、一部の市町村については、通信障害によりインターネットに繋がらず、災害情報管理システムにアクセスできない状況であることが判明した。

大規模な被害が想定されることから、概括的な被害を把握するため、消防及び警察のヘリ映像の伝送を依頼するも、状況把握には限界があるとのことであった。県が各地に設置した高所カメラからの情報収集も困難な状況である。

21 時の本部会議開催に向け、災害情報管理システムへの被害の報告を市町村に求めるも、市町村も混乱しており、入力が進まない状況が継続する。

直接、電話で確認するも、「119 番には救助要請が殺到しているが、夜間で被害の把握はできない」というところが大多数であった。配置についた市町村連絡員からは、人手不足により、被害の全体の把握ができていない状況であるとの報告があった。

（指令調整班）

自衛隊の LO が統制部に到着した。災害派遣の要請を受けたことから、県内の武山、座間、そして駒門の駐屯地の部隊が翌早朝から展開予定であり、活動場所・活動拠点の調整に着手する。県外部隊については、首都直下地震の計画に準じて展開予定であり、翌日の夕方以降、順次到着予定とのことであった。

自衛隊の連絡幹部が到着する。自衛隊に、津波浸水区域を中心に航空機等による情報収集を依頼する。

消防庁がアクションプランの適用を決定した。航空小隊の受入れのため、ヘリポート等の被災状況の確認を行うが、大津波警報が継続しているため、臨海部は控え、他の施設の活用も視野に調整に入る。

K アラートの情報では、県内の消防には、救助要請が殺到しており、県内の応援は全く望めない状況であった。

県内の随所で出火の情報が入り、近隣都県の被災も甚大であることから、消防庁に速やかな応援を依頼する。

緊急消防援助隊の統括指揮支援隊である横浜市消防局がヘリコプターで県庁に到着する。県代表消防機関である横浜市消防局、川崎市航空隊の LO も到着する。

（市町村応援班）

救助実施市（政令市）を除き、災害救助法の４号基準により、全域への法適用を決定し、国及び市町村、県内関係機関に伝達する。

全市町村で多数の避難者、避難所の開設が見込まれることから、物資や人員の円滑で適切な配分を行うため、資源配分連絡調整チームを設置することとし、物資関連の事業者及び救助実施市に参集を依頼した。

併せて、市町村連絡員以外の市町村への県職員の応援について、庁内調整を進める。

また、帰宅困難者の一時滞在施設としている県施設の開放を施設管理者に伝達し、一時滞在施設

の開設・運営を依頼した。併せて、協定事業者・団体に災害時帰宅支援ステーションの開設を依頼した。

本部会議の方針を踏まえ、市町村から要請があれば、事前に指定がされていない県施設も、避難所としての提供に協力するよう、各局(部)を通じて全庁に指示した。

被災者救援チームは、市町村に避難状況を問い合わせる。要請のあった県施設を避難所として開設するよう指示する。

資源配分連絡調整チームは、国へ物資支援(プッシュ型)の実施有無を確認する。救助実施市、物資の保管・輸送関係機関及び関東運輸局に、参集を依頼する。自衛隊に対し、物資輸送、応急給水を要請する。避難者数、支援物資の必要量等を把握する。

(第1回本部会議)

21時に本部会議を開催した。統制部から甚大な被害が予測されるが、具体的な被害情報は入っていないこととともに、類似地震と現時点で予想される大正型関東地震の被害想定を報告し、これを念頭に対策を講じる必要性を説明した。

防災関係機関からは、首都圏全域の被災が甚大で、県外部隊の本格的な進出は翌日の夕方以降になる見込みとの今後の展開について説明があった。

当面の応急対応方針として、

- 安否不明者の捜索・救出・救助、負傷者の救護等、人命第一で取り組むこと
- 帰宅困難者による混乱防止と安全確保
- 火災の延焼防止と被災者の救済
- 津波浸水地域からの避難の徹底

を柱に取り組むこととする。

併せて、業務継続計画を発動し、非常時優先業務を遂行する体制に移行することを決定し、また、応急対応方針を踏まえ、県職員の市町村への応援派遣を迅速に進めること、市町村の要請があれば県施設の避難所等として活用に協力すること等を決定した。

〔市町村〕

消防は優先度の高い火災現場を中心に活動を展開していることから、救助や救急には対応しきれていない。沿岸部は津波の浸水が続いており、夜間であるため状況把握も困難な状況となっている。

住民からの市役所や町村役場への連絡や119番通報の他、庁舎周辺を中心に職員による巡回も進めているが、被害の全容は掴めていない。防災担当職員は電話対応に忙殺され、県に被害の報告が必要とは分かっていても、参集している他部署の職員は、システムに不慣れなため、具体的な報告は困難な状況である。また、電話が通じず、状況が全く掴めない地域もある。

救助が必要な現場が多数に上る見込みで、県には自衛隊や消防、警察等の応援を要請する。

津波による浸水が続いており、避難を呼びかけ続けることに集中する。

指定避難所については、施設の安全確認を施設管理者に依頼し、危険がない施設に開設を指示したが、運営要員を回せる余力がないため、県に人員の要請を行う。

また、指定避難所の被災や避難住民の殺到により避難者が溢れた市町村は、県に県施設での避難所の開設協力要請を行う。

県や消防庁へ被害状況等を報告する。災害救助法の適用申請を検討し、適用を受けることを県に

連絡する。土砂災害警戒区域等への避難指示を発令する。

生き埋め発生の情報が入り始める。延焼の可能性がある地区には避難指示を発令する。県へ、緊急消防援助隊・県内消防応援、広域緊急援助隊、自衛隊、海上保安庁、関係機関等の応援を要請する。

物資調達は、備蓄物資の提供準備を開始する。備蓄倉庫の被害状況、道路被害状況の把握を開始する。

【６～24 時間後（０時～翌日 18 時）】

〔県〕

道路管理者による道路の被災状況の調査が進み、夜明けとともに次第に被災状況が見えてくる。通行可能な幹線道路は緊急交通路に指定され、通行規制が敷かれる。多くの道路で、陥没や土砂の流入、落橋等で通行が不能となっている。唯一のアクセス道路の甚大な被災が確認された地域では、孤立化の懸念が出てくる。

国から、国の現地災害対策本部の設置方針の伝達があった。ただし、都内からの移動も制限があり、国の現地災害対策本部の稼働は２日目の夕方以降になる見込みとのこと。

活動スペース(200 ㎡)の確保の要請があったことから、総務部との調整で、計画どおり、新庁舎５階の会議スペースを充てることとした。

知事会の関東ブロックの幹事県、関西広域連合からも LO の派遣の申出があり、受け入れることとしたが、到着時間は見込めないとのこと。

先遣隊による調査、市町村連絡員の派遣が開始される。庁舎の被害や職員の確保ができず機能停止に陥り、災害対応が著しく困難な市町村に対して重点的に支援することを決定し、幹部も含めた職員の派遣準備を開始する。12 時間後に、政府調査団が県庁に到着する。

（被災状況）

夜明けとともに、消防及び警察のヘリから映像情報が送信され、県内のすべての地域で、被害が甚大なことが確認できた。延焼火災の広がりや、津波の広範囲にわたる浸水の状況、大規模な土砂災害の状況を確認することができる。孤立していると推定される地域でも崖崩れや家屋の被災等が映像から確認できる。

市町村からも、被災状況の報告が入り始めるが、具体的な報告があるのは比較的、被害が小規模の自治体だけであり、被害甚大が見込まれるところは、被害多数との報告にとどまる。多数の要救助者が見込まれる大規模な土砂災害の報告も入り始める。

また、沿岸部では、津波浸水が広範囲にわたるが、津波注意報が継続している状況下では、体制的にも捜索や救助に入れないとの情報が入る。

（航空機運用調整班）

航空機運用調整チームでは、朝からの航空機の活動を見据え、夜半から航空機の活動予定について、各防災関係機関の LO との連絡調整に追われる。被災状況の全容把握のため、飛行エリアの分担等を調整する。

（情報班）

情報収集 DX チームでは、被害情報の収集整理を行っているが、配置についた市町村連絡員からの情報では、配置先の市町村災害対策本部のホワイトボードを見ても、状況が把握しきれていないことが伺えるとの情報であった。被災箇所は多数に上り、避難所も足りていないため、県には応援部隊の派遣と、県施設の提供、避難所運営等の人員の応援の要請が行われた。

（指令調整班）

応急対策チームでは、２日目の夕方以降、本格化する応援部隊の受援体制の確立に追われる。県現地災害対策本部等を通じて、ヘリポートやヘリの臨時離着場、物資受入港、広域応援活動拠点の安全確認を指示する。

応援部隊は、厚木の中央基地等に前進待機しており、県警、自衛隊の県内部隊、海上保安庁とともに、夜明けとともに活動予定である。大規模な土砂崩れや住宅の倒壊箇所、津波浸水箇所の救出や捜索を重点に、各機関と活動場所、活動拠点の調整を進める。二次、三次の応援の情報整理と活動場所の調整に追われる。

昼過ぎから、国の現地災害対策本部の要員が順次到着し調整に加わっている。

消防調整チームでは、ヘリポートを津波の影響のないフォワードベースに確保した。その後の大隊の投入計画の検討を統括指揮支援隊、消防機関の LO 等と進める。併せて、各地域の宿営場所となる活動拠点の調整を応急対策チームと調整する。

県内の延焼火災は鎮火の目途が立たないことから、消防の活動は延焼拡大防止に重点化されている。救出救助の要請には対応しきれていない状況が確認されており、警察・自衛隊の部隊の投入を応急対策チームと調整する。

（市町村応援班）

物資関連事業者の LO が順次、参集してくる。各社ともに自社の被災状況もつかみ切れていない状況の中、国のプッシュ型支援に備えた、道路、物資拠点の被災状況の整理を進める。

市町村への応援職員について、避難所運営支援を念頭に県職員を順次リストアップし、配置計画をとりまとめ、準備出来次第、配置につくよう指示した。

ライフラインの被災が甚大で、応急給水や一部の市町村からは不足物資の支援要請が入る。自衛隊や水道事業者との応急給水の調整を進める。県が保有する発電機の提供の他、電力会社の LO と電源車の派遣を調整する。知事会や協定事業者への物資の支援要請を行う。また、通信断絶が長期化する予想から、県が保有する衛星通信機器の配備と通信会社の LO との支援調整を進める。

市町村に、帰宅困難者のための一時滞在施設の開設状況の調査を行い、把握できた市町村から県ホームページに掲載するとともに、SNS 等で周知を行った。

災害情報管理システムへ避難所の開設情報の報告がされていない市町村については、調査を行い、順次災害情報管理システムへの入力を促していく。

知事会、関西広域連合の LO、総務省の LO 等が昼過ぎから順次到着した。物資や職員応援の調整に入り、計画に基づきプッシュ型支援が展開される方針を確認した。ほぼ全ての市町村に災害マネジメントを総括的に支援する GADM（災害マネジメント総括支援員）を含めた対口支援が必要と伝達した結果、総務省 LO から、早急に投入計画を立てるよう依頼があり、検討に入る。

（総務班）
　関係機関からのLOが増え始め、活動場所と通信環境の確保を急ぐ。

（相談班）
　県民等からの問合せや苦情、支援要請が絶えないため、広聴窓口を立ち上げ、メールや電話などに一元的に対応できる体制の確保を進める。

（広報・報道班）
　県のホームページやSNSでの臨機な情報発信を継続する。

〔市町村〕
　夜明けとともに、被害の状況が明らかになってくる。消防や巡回職員の情報で、倒壊家屋も多数、要救助者も多数と見込まれ、定量的な把握は難しい。倒壊が集中している地域、大規模な土砂災害現場等、救助部隊の投入が必要な箇所が明確になってくる。津波注意報が継続しているため浸水区域での捜索や救出・救助には入れていない。
　開設できた避難所には避難者が殺到している。一部の避難所は火災の延焼の影響で、二次避難が必要となり、検討を急ぐ必要がある。避難所の数も避難者支援の人員も不足が明らかであるため、県に応援部隊とともに、応援職員の派遣について、要請を行った。
　停電や断水が広範囲に及ぶ市町村では、医療機関などへの電源車の派遣や応急給水に関して応援要請をする（県、関係機関等）。
　応援部隊の受入準備、ヘリコプターの離発着場所や部隊の広域応援活動拠点の被災状況、アクセス道路の状況把握を急ぐ。救援物資の受援拠点（地域内輸送拠点）の安全確認を行う。想定する部隊の活動拠点や輸送拠点の被災が甚大なところは、県に広域的対応を要請する。
　消防は、火災の延焼拡大防止が重点となっており、救助や救急搬送には限定的にしか対応できない。地域で救出された負傷者が、住民により医療機関に搬送されるが、医療機関もオーバーフローしている。遺体の安置所についても調整を進める必要があるが、すぐには手が回らず、ひとまず指定避難所に安置することにした。

【24～72時間後（翌日18時～３日目18時）】
〔県〕
　概括的な被害の把握が進み、救出・救助の重点箇所が絞られ、延焼が続く地域への緊急消防援助隊の増強派遣がなされる。津波注意報も解除され、浸水区域での救助や捜索が始まる。応急活動の前提となる道路の啓開と、孤立地域からの救出や避難者支援が課題となる。
　情報の収集や伝達に必須となる通信環境の確保、膨大な避難者への物資の供給、要配慮者への対応が重点課題になってくる。各団体からのLOが増加し、さらに多くの活動場所が必要となったため、災害対策本部が設置されている西庁舎から離れた民間ビルにスペースを確保することとする。

（情報班）
　情報収集DXチームからの報告では、災害情報管理システムにアクセスできない市町村がまだあるとのこと。市町村から災害情報管理システムへの入力も増えてきているが、まだ、市町村への聞

き取りや、警察、市町村連絡員からの情報での整理が中心である。

通信の途絶した地域が多いことから、通信大手の各社の L0 等と衛星通信を利用した通信機器の早期導入について、重点支援箇所等の調整を急ぐ。

救出・救助活動が進むにつれて、死者や安否不明者の情報が入り始めたことから、氏名公表に向けて、市町村や警察に情報提供と報告を依頼し、確認ができた市町村から、順次、公表していく。

（指令調整班）

応急対策チームでは、自衛隊、警察の応援部隊の本格展開に伴い、部隊の投入場所と活動拠点の調整に追われる。土砂崩れ、倒壊、津波の被災箇所に加え、電力の早期復旧のための道路啓開、孤立地域への対応が重点となり、国や自衛隊との調整を重ねる。特に、孤立地域は、陸上からのアクセスは困難を極め、被災状況や被災者のニーズの把握、物資の供給や救出活動などが大きな課題となる。

消防調整チームでは、アクションプランに沿って、順次、緊急消防援助隊の部隊の投入が拡大する。それに伴い、活動拠点の確保とともに、消防ヘリの給油体制が課題になり、石油連盟や県石油業協同組合等との調整を進める。

延焼火災は、ようやく鎮火に向かう。土砂崩れや家屋の倒壊が甚大な箇所に加え、津波の浸水区域の救出や捜索への部隊の配分調整に追われる。

（航空機運用調整班）

航空機運用調整チームでは、情報収集や物資や人員、負傷者の搬送等の要請が集中し、関係機関との調整に追われる。

（市町村応援班）

国のプッシュ型支援の実施が決まり、受援体制が急務となる。広域物資輸送拠点と運営スタッフの確保、市町村の地域内輸送拠点の体制確認を、資源配分連絡調整チームを中心に実施する。物資拠点の確保や要員、輸送車両の調達が困難な市町村に対して、県の広域防災活動拠点、民間の物流施設や資機材、要員などの支援措置を調整する。

県が手配する広域物資輸送拠点については、多くの事前指定施設が被災して使えず、民間の物流施設の確保を資源配分連絡調整チームで進める。また、車両については、国のプッシュ型支援と重なり、県、市町村ともに膨大な数が必要となる見込みのため、調達の目途が立たない。資源配分連絡調整チームの関東運輸局や、国の現地災害対策本部と輸送手段の確保を含めた、物資の輸送体制の確立に向けた調整を急ぐ。

国の応急対策職員派遣制度に備え、市町村の応援職員のニーズを集約する。多くの市町村が、被災状況と応援職員の規模の把握が難しいため、ヘリコプターの映像、防災関係機関から収集した概括的被害や被害想定等を参考に、派遣規模と支援内容を確定し、リスト化する。

３日目の午前、総務省、全国知事会、指定都市市町村会などによる応援職員確保調整本部において、市町村毎に対口支援団体が決定した。４日目以降に順次投入されることとなる。対口支援の本格展開により、県からの応援職員の役割の整理を進めることとする。

市町村からは、仮設トイレの設置が進まない状況から、簡易トイレや携帯トイレの提供依頼等、物資や資機材の支援要請が出てくる。プッシュ型支援で不足する物資のプル型での調達を調整する。

また、在宅避難している要配慮者から、命に直結する電源確保の要請があることが支援者団体から寄せられる。市町村に実態把握を依頼するとともに、県の備蓄を提供し、電力会社や国の現地本部、全国知事会への支援要請を強化する。

〔市町村〕

消防、自衛隊の応援部隊の受入れについて、県との調整を踏まえ、活動拠点の確保等を進めるが、活動拠点予定地にはすでに住民が車避難するなどしており、確保に手間取る。救助活動を円滑にするため、安否不明者の把握を進め、住民基本台帳の確認後、順次、県に提供する。

安全が確保できた施設にて避難所の開設が進んだが、未だに過密状態が続いている。自主避難所が設置されていると推測されるも、人員が足りず、実態把握は進んでいない。指定福祉避難所に確認するが、スタッフも被災し、入所者のケアで手一杯であり、指定福祉避難所の開設は困難という施設も多い。一般の避難所に避難している要配慮者対策も重要になるが、人員を回せない。

４日目以降のプッシュ型支援の受援体制が急務となる。物資拠点は確保できても、運営スタッフが不足するところが多い。また、避難所までの輸送手段と輸送路の確保、避難所を避け在宅避難や車中泊などをしている避難所外避難者の把握と、支援の提供方法が課題になる。

ライフラインが断絶し、通信も途絶えがちな中、在宅避難する要配慮者への支援も課題になってくる。人工透析や酸素吸入が欠かせない要配慮者からの支援要請も出てきており、県や国への応援要請が必要となってくる。

孤立地域のある市町村では、取り残された被災者の状況把握と支援の提供方法等が課題となる。ヘリの離着場所の確保等について、国や県と調整を進める。

【72 時間～１週間後（３日目 18 時～１週間後）】

〔県〕

消防・警察・自衛隊の応援部隊による捜索や救出・救助活動が本格展開となり、継続していく。自治体の対口支援も４日目以降、展開されていく。

ライフラインの復旧作業が長期に渡る見込みの中、避難所や自宅で避難生活を送っている要配慮者をライフラインが整った場所へ二次避難させることが課題として、重みを増してくる。

(指令調整班)

応急対策チームは、応援部隊の活動調整を継続する。救出・救助に加え、自衛隊に対して、入浴等の生活支援、物資の輸送等の応援要請が増えていく。また、現地に入った自衛隊等の情報から孤立地域の状況が判明し、航空機による物資や医薬品等の供給、ヘリによる救出活動の調整が本格化する。

(情報班)

情報収集 DX チームでは、広報チームと連携して、市町村や警察から報告があった安否不明者について、住民基本台帳の閲覧制限の有無の確認が出来た方の氏名等の公表を順次進める。死者については、原則公表との県の方針を伝達し、強い反対意向を示された方以外は、順次公表を進めているが、遺族の意向確認に時間を要している。また、通信断絶地域への衛星通信機器や移動基地局などの配備の調整を関係機関や国の現地本部と継続する。

（市町村応援班）

プッシュ型支援に係る広域物資輸送拠点の運営と国や市町村との連絡調整に追われる。県と市町村の物資拠点は何とか運営体制を確保したが、避難所や避難者に届いていないとの報道が広まる。市町村からは、道路事情により、ラストマイルの輸送に時間を要し、目詰まりとなっている状況などが伝えられる。特に輸送が厳しい場所については、自衛隊の輸送支援などを調整する。

安否の確認が出来た職員を中心に市町村連絡員を増員し、市町村のニーズ把握の強化を進める。

要配慮者を中心に、二次避難が必要な避難者の対応として、協定を締結している県内の旅館、ホテルの団体との調整のほか、県外で活用できる施設、県外での受入について、国や全国知事会等との調整を進める。また、市町村に対して広域避難の実施方法やニーズについて調整を進める。

県の保健医療福祉調整本部と調整し、要配慮者の移送体制の確立に向け調整を進める。

避難所の生活環境の悪化とその長期化のため、災害関連死の抑止が大きな課題となってくる。市町村からは間仕切りやテント、温かい食事などの要請が増えてくる。県の備蓄の提供を順次、進めるほか、国の現地災害対策本部や全国知事会に対して、トイレカーやキッチンカーなどの支援要請を行う。また、避難所内外の要配慮者などの避難者の把握と福祉的な支援を担う人員が不足する状況が把握されたため、県の保健医療福祉調整本部と調整し、国の現地災害対策本部などに要請を強める。

県の災害対策本部に派遣され、情報システムの支援を担う防災 DX 官民共創協議会などの支援を得て、マイナンバーカードと防災アプリで県内外に所在する避難者の把握と管理を行うシステムの配備を急ぐ。

機能停止になった市町村へ優先的に対口支援団体による支援を開始する。

〔市町村〕

安否不明者については、住民基本台帳を確認の上、県に報告した。死者については、被害に計上するとともに、氏名公表の意向を確認し、県に氏名等の情報提供を行った。

プッシュ型支援等の受入れについては、対口支援の人員や、自衛隊、輸送事業者の協力が得られ、一定の体制が整ったが、道路事情等から配送が困難な地域が少なくない。

避難所は、対口支援団体の応援職員が入って、運営が軌道に乗ってくるが、道路事情が悪い避難所には、段ボールベッドや簡易トイレ等の物資が行き渡っていないところもあり、高齢者等の要配慮者を中心とした災害関連死の防止が課題となってくる。

自宅や自主避難所に避難した避難者に対しては、避難所を拠点に地域の住民や応援職員、自衛隊等の協力で物資や情報を届け、ニーズを把握する取組が始まるが、人員に限りがあることに加え、情報の一元化が課題となり、進まない。

ライフラインが途絶えている中、厳しい避難生活の実態が把握される。電力や医療等の緊急性のある要請は、直ちに県や国に要請する。

また、県の要請を踏まえ、二次避難が必要な避難者の把握を進める。

【１週間～１か月】

〔県〕

かながわ県民活動サポートセンターでは、県災害救援ボランティア支援センターが開設され、市

町村の災害ボランティアセンター間の調整、支援を開始する。

消防、警察、自衛隊の捜索活動は継続するが、給水や入浴支援、防犯等への支援ニーズが高まってくる。

道路やライフラインの応急復旧活動は継続するが、避難者の生活環境の改善と健康管理、医療や福祉支援の提供など、災害関連死対策が重点になってくる。

ライフラインの停止が長期化する地域があり、二次避難の緊急度が高まる。国の現地災害対策本部との調整を経て、県内外への自主避難と、移動に支援が必要な要配慮者の避難手段、二次避難先の確保までの暫定的な避難所の設置等を柱とする広域避難の方針を定め、市町村や関係機関に周知するとともに、県として実施体制を再構築する。

これに基づき、県内の旅館、ホテルの団体に協力要請するとともに、全国の都道府県や救助実施市に対して、応急仮設住宅の提供を含め避難者の受入れの協力要請を行う。また、二次避難先の定まらない要配慮者等のため、県として暫定的な避難所(1.5 次避難所)の開設準備を急ぐ。

被災地の復旧と併せ、被災者の生活再建に向けた支援の緊急度が高まってくる。被災者支援のベースとなる罹災証明と被災家屋の調査の加速化が急務となり、県の応援職員の派遣を継続するほか、対口支援の強化を国や全国知事会と調整する。

全国からの自治体応援やインフラの復旧作業などの展開がピークとなり、応援要員の宿泊場所の確保が課題となる。また、児童生徒の教育環境の確保も課題になり、児童生徒の教育確保のための、移送や宿泊場所の問題について、国を交えた調整に着手する。

〔市町村〕

災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの派遣先の調整を開始する。

対口支援が軌道に乗り、避難所や地域内輸送拠点の運営が軌道に乗ってくるが、被災家屋の実態把握が進まず、被災家屋調査の体制の構築が課題となる。対口支援の統括支援チームや県を通じて、応援要員の増員と技術面からの支援を要請する。

避難所への避難者は高齢者の割合が多い。在宅避難者の把握も徐々に進み、福祉や医療支援が必要な要配慮者が少なくない状況が把握される。人員が不足するため、保健師チームや DWAT の支援を県に要請する。

県の方針を踏まえ、広域避難の方針の周知と受付を開始する。

【１か月～６か月】

〔県〕

応急対策から復旧復興に重点が移っていく。災害対策本部は、県施設の迅速な復旧が課題となり、統制部も被災者支援が最重点課題となる。数週間前から準備が進められていた、震災復興本部が発生から３週間後に立ち上がり、災害対策本部と並行して運営が進められる。

緊急消防援助隊の活動は１か月で終了する。警察や自衛隊の捜索活動は不明者がいる現場で継続されるが、活動の重点は入浴支援などの被災者支援、防犯、メンタル面の対応が中心となる。

対口支援が継続し、被災家屋の調査と罹災証明の発行が進む。

被災地の復旧・復興への取組が重要度を増してくる。災害査定が進み、激甚災害の指定がされ、復旧財源の確保が進む一方で、膨大となる復興財源の確保が大きな課題となる。他の被災都県と連

携し、全国知事会等を通じて、国に財政支援の強化を働きかける。

通常業務の再開が進む一方、膨大な復興を担う人員不足が明らかになる。市町村からは土木、建築、農業土木、福祉など、技術系の人材の中長期の派遣の要請が強まる。県としても、県施設の復旧を担う現場の人員の増強が必要になり、国の現地災害対策本部や全国知事会との派遣の調整を進める。

被災地の復旧・復興の支障となる膨大な災害廃棄物と、被災家屋の撤去が課題となり、事務の簡素化や効率化、事業者や事務を担う職員の増強などについて、環境農政部と統制部が連携して対処する。

災害関連死を防ぎ、被災者の生活再建を支援するため、東日本大震災で構築した「かながわ避難者見守り隊」をベースとした避難者支援体制の構築を進める。「かながわ避難者支援会議」を通じて、市町村や被災者支援を担う企業や大学、NPO 等と災害ケースマネジメントを実施する体制の整備と展開を図る。

震災復興本部では、復興の基本方針や復興計画の策定作業が進められる。

〔市町村〕

避難所では、安全が確認された自宅への帰還や二次避難も一定の進捗があり、避難者は徐々に減少し、避難所の統廃合が課題となる。

避難所や物資拠点の人員のニーズが減少する一方、被災家屋調査や罹災証明の発行業務の加速化が必要となり、対口支援団体と人員の割り振り調整を進める。

膨大な災害廃棄物の処理と被災家屋の撤去が進まない。特に、被災家屋の撤去については、広域避難した所有者と連絡が取れないことや、相続問題などで権利者の特定に時間を要すことなどから進展せず、事務負担も大きくなる。県などに対して、経験豊富な人員の確保を要請する。

応急仮設住宅への避難者の入居が進むが、県外への広域避難者のうち、知人、親戚宅への避難も多く、実態把握が困難になる。

災害ケースマネジメントの体制整備が課題となるが、ノウハウ不足もあり、県に支援を要請する。

復興計画の策定が課題となる。有識者を入れた検討委員会を立ち上げるが、住民の多くが広域避難を行っている市町村では、住民の意向の反映が難しくなる。また、復興のための財源が見込めないことが、復興計画の策定を遅らせる。

住民サービスなどの通常業務が平常どおりとなる中、膨大な復旧・復興業務を担う人員と財源が圧倒的に不足するため、県に対して支援を要請する。

【６ヵ月～】

〔県・市町村〕

災害対策本部の体制から、震災復興本部の体制に重点が移る。

県が県全体の復興の考え方を取りまとめ復興の基本方針を公表する。市町村による復興計画も策定、公表が進む。国から特別法の制定と、それによる復興交付金による支援が打ち出され、その活用に必要な計画や体制づくりが必要になる。

膨大な復興業務は、総務省や全国知事会などを通じた全国からの応援職員が中心に担う。市町村によっては、復興業務を担う部署の大半が応援職員となり、応援職員の住宅などの生活支援、業務マニュアルの整備、プロパー職員との役割分担や責任の所在、応援職員が行った業務のノウハウの

継承などの業務マネジメントが課題となる。

被害が甚大な被災地は、土地区画整理などの大規模な市街地整備が進められる。津波による被災地では、景観の維持と、防災まちづくりのバランスなどが復興計画の過程で課題となる。また、住宅整備や街づくりにあっては、住民のニーズを踏まえて検討されるが、時間の経過とともに、広域避難した住民の帰還意識も含め、住民のニーズの変化が大きく、ニーズの把握が数次にわたって必要になる。

復旧・復興に向けたハード面の対策が進む一方で、被害が甚大で広域避難が大規模に行われた市町村では、避難者の帰還が進まず、移住の促進も含めた街づくり、生業の再興、新たな産業の育成等が大きな課題となるところもある。

県内外に避難した避難者に対するメンタル面も含めたきめ細かな支援が課題となる。県の「かながわ避難者支援会議」の体制の下、市町村による被災者支援、それを補う県の支援による、災害ケースマネジメントの体制が整備され、支援が展開される。また、県外への広域避難者に対する応急仮設住宅の提供の継続や帰還支援策の検討と周知等が課題となり、避難先の自治体と連携した支援を継続する。

【激甚ケースの検討】

本シナリオの応急対策は、国の「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」をベースとした県の災害時広域受援計画を念頭に整理しているが、関東大震災の再来である大正型関東地震の被災規模は首都圏全域やさらに周辺地域に及び、人口や産業が集積する東京都の被災も甚大であることから、応援部隊の配分が見通せず、また、道路の被災も甚大なため、応援部隊や救援物資の投入も想定以上に遅れる事態なども念頭に置く必要がある。

また、関東大震災の時代と比べ、電気やガス、交通や通信などのインフラが高度に発達した、首都圏など現代の都市部では、マグニチュード８クラスの大規模地震を経験しておらず、中長期にわたるインフラやライフラインの被災がもたらす混乱は、想定以上となる可能性がある。

さらに、本県に最も深刻な被害をもたらす相模トラフを震源とする地震について、大正型関東地震規模に止まらず、さらに規模の大きい元禄型関東地震が現に発生しており、最新の知見では、さらに規模の大きい最大クラスの地震も理論上は起こり得るとされていることから、本県も参考地震として被害を想定している。最大クラスである相模トラフを震源とする地震では、大正型関東地震の被害を大きく上回り、救出・救助や復旧復興の取組はさらに困難になることを念頭に置く必要がある。

こうした激甚ケースに加え、複合災害の発生を想定しておくことも重要である。大正型関東地震の発生に続き、最大クラスの水害が発生するケースやその逆のパターンなどである。確立された複合災害対策があるわけではないが、危険度が増した状況下での普及啓発、臨機な応急体制などを想定しておく必要がある。

最後に、大規模地震後の大規模水害発生直後の様相と応急対応のシナリオを簡潔に記す。

〔地震と水害の複合災害の発生〕

マグニチュード８の大規模地震に見舞われて 10 か月、応急期から復旧・復興期を迎え、自治体が策定した復興計画に基づき、復興事業の着手が進む。自宅や事業の再建への取組が進められてい

る。自宅を失った被災者も応急仮設住宅での生活が定着してきている。

そうした中、巨大な台風が本県をはじめ、首都圏を直撃した。台風接近前からの大雨で累積雨量は、台風上陸時で既に700㎜を超え、台風本体の豪雨により、大・中河川の氾濫が随所で発生している。また地震で緩んでいた地盤が崩れ、大規模な土砂災害も多数で発生している。

この豪雨で死者・行方不明者は数十人に達し、住宅の浸水被害は県内全域で多数、一部の応急仮設住宅も浸水被害が発生している。地震で被害を受け、ようやく再建した住宅や農業、漁業など地震から再興を果たした事業者も再度の被災で、再建の目途が立たなくなる。

ライフライン、特に停電と断水の被害が深刻となる。特に、水道の被害は甚大で、断水の復旧には数か月を要す見込み。県内随所で土砂崩れ、河川や道路施設の被災が発生し、洪水や強風などで発生した災害廃棄物が街にあふれる。

地震と水害による二重の深刻な被害を受けた被災者が多数。避難所生活に逆戻りの被災者やライフラインが停止した厳しい在宅避難に引き戻される被災者も多数に上り、悲観的な雰囲気が蔓延する。

巨大台風は、狩野川台風を超える規模が想定されるとの事前予測から、県や市町村、関係機関などは、台風接近の数日前から警戒を強化する。上陸２日前に国が非常災害対策本部を設置し、所管エリアは東海地方から関東地方の各都県とされたことを受け、県災害対策本部(第一次本部体制)を敷き、警戒レベルを最大級に引き上げる。市町村連絡員も事前配置を決定し、避難所運営など応援職員の派遣準備を整える。

また、地震による地盤の緩みが予想されることから、土砂災害警戒区域や地震で河川施設が被災した箇所などを中心に、市町村と連携して注意喚起を徹底する。

河川の洪水浸水想定区域の住民には可能な限り、安全な区域への自主的な避難を呼びかけるとともに、要配慮者の事前避難措置の検討を市町村に助言する。移動手段の確保要請には指定公共機関との調整を行う。

台風上陸から通過時には、県民への注意喚起を継続的に実施する。大規模河川の氾濫が発生したことを受け、自衛隊に情報収集と救出を目的に災害派遣を要請する。

台風通過後、天候の回復を待ち、航空機運用調整班は、消防、警察、自衛隊のヘリによる情報収集を徹底する。大規模河川の浸水がほぼハザードマップどおりに広がっていること、逃げ遅れの要救助者が数多く、多数の避難者が見込まれることから、県は、体制を第二次本部体制に引き上げ、救出・救助、被災者支援に最大限重点化する体制をとる。

緊急消防援助隊等による救出救助活動の展開に加え、市町村には応援職員を派遣するとともに、総務省や全国知事会と対口支援による応急対策職員の派遣を調整する。

地震と水害で二重に被災した被災者を含め、深刻な被害を受けた被災者の救済が大きな課題となる。

全国知事会等を通じて、特別な支援措置の適用について、国に働き掛ける。

軌道に乗っていた震災復興本部体制は一時休止状態となる。住宅やインフラ等の被害が甚大で、自治体が策定した復興計画は、水害被害も含め再構築を強いられる事態となる。防災まちづくりの機運が高まり、地震後の復興計画よりも、「ビルド・バック・ベター(より良い復興)」の発想に基づく、地震や水害に対して、より強く、強靭なまちづくりを視野に入れた復興計画の再検討に着手する。

○他の想定地震におけるシナリオの特徴

想定地震	被害・状況の特徴	シナリオの特徴
都心南部直下地震	・川崎市と横浜市を中心に大きな被害が発生しており、その他、横須賀三浦地域等の県東部で被害が発生する ・県西地域の被害はごくわずかである ・津波による被害はほとんどない ・県東部を中心に県央地域や湘南地域でライフライン支障が生じる ・川崎市、横浜市以外のライフライン支障は、比較的早く復旧する ・川崎市内と横浜市内で道路の通行支障が発生する ※大正型関東地震との被害の比較:建物被害(全壊)は7分の1、人的被害(死者数)は 11 分の 1、人的被害(重症者数)は 5 分の 1、避難者数は 2 分の 1	・消火救出、物資確保等の応援や活動調整は、川崎市と横浜市を中心とした対応になる ・活動要員や物資は、県内だけでは不足するため、広域応援や国のプッシュ型支援等が行われる ・県東部以外の市町や関係機関からの応援が可能で、県内の応援活動は、比較的早期に始まり、本格化する ・全国からの応援派遣は、東京都等の首都圏も被災しているため、それほど早くはならないが、応援を川崎市と横浜市に集中できる ・避難所や被災者等への対応は、県内の応援によって比較的早期に始まり、全国の応援も加わって、比較的早期に本格化する
神奈川県西部地震	・小田原市で大きな被害が発生しており、県西地域の市町でも被害がやや大きい ・県西地域では、土砂災害が多数発生し、孤立地域が発生する ・その他の地域の被害はごくわずかである ・県西地域を中心にライフライン支障が生じる ・その他地域でも一時的にライフライン支障は生じるが、すぐに復旧する ・小田原市内で道路の通行支障が発生する ※大正型関東地震との被害の比較:建物被害(全壊)は 88 分の 1、人的被害(死者数)は 76 分の 1、人的被害(重症者数)は 71 分の 1、避難者数は 55 分の 1	・消火救出、物資確保等の応援や活動調整は、小田原市とその周辺市町を中心とした対応になる ・県西地域を除いたほぼ全県からの応援が可能で、県内の応援活動は、早期に始まり、本格化する ・全国からの応援派遣も、早期に始まる ・活動要員や物資は、ほぼ県内だけでまかなえるが、広域応援や国のプッシュ型支援等も規模は小さいが行われる ・避難所や被災者等への対応は、県内の応援によって早期に始まり、全国の応援も加わって、早期に本格化する ・一部で孤立する地区(集落)が発生し、ヘリコプターや船舶による人や物資の搬送のため、全国的なヘリコプターや船舶の派遣が行われる
南海トラフ巨大地震	・揺れによる被害はごく小さいが、津波による被害が沿岸部(横須賀三浦、湘南地域等)で発生する ・ライフライン支障は一時的に発生するが、すぐに復旧する ・道路の通行支障は、津波浸水地域で一部発生するが、それ以外は発生しない ※大正型関東地震との被害の比較:建物被害(全壊)は 53 分の 1、人的被害(死者数)は 25 分の 1、人的被害(重症者数)は 165 分の 1、避難者数は 28 分の 1	・救出、物資確保等の応援や活動調整は、津波浸水地域(横須賀三浦、湘南地域等)を中心とした対応になる ・津波浸水地域を除いたほぼ全県からの応援が可能で、県内の応援活動は、早期に始まり、本格化する ・全国からの応援派遣は、関東から九州にかけて広く被災しており、被害の大きい府県への応援が優先されるため、ほとんど期待できない ・避難所や被災者等への対応は、県内の応援によって早期に始まり、本格化する

③ 医療救護活動シナリオ（概要版）（大正型関東地震：冬・平日 18 時発災）

【一般状況】

	発災～１時間後 (18～19 時)	１～６時間後 (19 時～０時)	６～24 時間後 （０時～翌日 18 時）
人的被害		・熱傷、怪我の患者が出始める ・避難所にも負傷者が運び込まれる	
ライフライン・道路等の被害状況	・断水、停電、ガス供給停止、通信支障 ・県内全域の道路で通行支障	・主要道路等で通行が規制される ・緊急交通路、緊急輸送道路等で点検・啓開が始まるが、ほとんど進まない	・県内の広い範囲で支障が続き、復旧の目途は立てられない ・一部の幹線道路が通行可能となり、緊急交通路の指定が行われる ・主要道路等の交通規制が続く
避難所の状況	・山間部で土砂災害や河道閉塞による要避難地区発生 ・被災者が緊急避難場所、避難所へ向かう	・避難所に住民が集まり始める ・一部では開設できない避難所が発生 ・一部避難所では、避難者が集中し、避難者の受入れを停止 ・要配慮者の多くは自宅に留まっている ・火災からの避難者が増える	・一部の避難所で、食料が不足する ・特に、要配慮者の食品不足（乳児用ミルク、食物アレルギー対応食品、嚥下調整食品等） ・自宅避難や避難所以外への避難者が増える
医療機関の被害・機能支障	・多くの病院で、停電、断水、都市ガス供給停止 ・多くの病院で、医療機器、OA 機器、什器の落下、転倒が発生 ・医薬品や医療資機材が散乱する ・医療ガスのボンベの転倒や配管の被害がある ・一部の災害拠点病院、災害協力病院の建物に被害があり医療活動に多少支障が生じる ・県内で大きいな建物被害が発生した病院があり、各所で医療活動が継続できない ・一部で非常用発電機に被害が発生する ・トイレが使用不能となる ・沿岸部の病院では津波に備え、患者を避難させる	・燃料不足で非常用発電機が停止するところがある ・非番職員の参集が遅れる（自宅被災、交通機関の停止等） ・沿岸部の病院では津波からの患者の避難が続く	
来院者、入院患者の状況	・軽症者が来院し始める	・重症者が来院し始める ・軽症者の来院が増える ・人工呼吸器の利用者のバッテリーが切れ始める	・重症者の来院が集中する ・軽症者の来院がさらに増える
在宅療養者の状況		・人工呼吸器の利用者のバッテリーが切れ始める	・酸素吸引をしている在宅療養者のボンベが切れる ・在宅の人工透析患者の受診が困難になる ・電源が必要な医療ケアの実施が困難になる
社会福祉施設入所者の状況	・怪我をする入所者が発生する ・沿岸部の施設では津波に備え、入所者を避難させる	・体調が悪くなる入所者が増え始める ・救急搬送が必要となる入所者が発生する ・沿岸部の施設では津波からの避難が続く	・体調が悪くなる入所者がさらに増える

	24～72 時間後 （翌日 18 時～３日目 18 時）	72 時間～１週間後 （３日目 18 時～１週間後）	１週間後以降
人的被害			
ライフライン・道路等の被害状況	・復旧は進まない ・三浦半島や県西部、山間部の緊急交通路、緊急輸送道路等の点検・啓開が進まない	・通信事業者が臨時基地局や衛星通信設備の設置等を進め、徐々に復旧が進む ・孤立地域では、通信の断絶が継続するところがある ・上水道が川崎市や相模原市、県西地域の一部で復旧 ・三浦半島や県西部、山間部以外の道路の啓開が順次進められる ・電力が一部地域で復旧	・三浦半島や県西部、山間部の道路が徐々に啓開され、車両の通行が可能になる ・電力が川崎市や相模原市、県西地域で復旧 ・電力が横須賀三浦地域や湘南地域の一部を除き多くの地域で復旧 ・県内のほぼ全域の道路が通行可能になるが、一部道路では１車線規制等が続く ・上水道、電力が全県で復旧
避難所の状況	・広域避難や避難所間の移動が始まる ・避難所から自宅等に戻る避難者が増える	・避難所生活による二次的健康被害のアセスメント及び対応（生活不活発病・睡眠障害・栄養不良・食形態・口腔ケア等）が始まる ・感染症が増え始める	・（７日後）福祉避難所の開設が徐々に進むが要配慮者の受入れ人数が足りず、より広域での受入れ体制が必要になる ・（１か月後）罹災証明の発行が進み、公営住宅や民間住宅等の賃貸型応急仮設住宅、建設型応急仮設住宅へ入居する避難者が増えてくる
医療機関の被害・機能支障			
来院者、入院患者の状況	・一部の病院で、ICU 患者、人工呼吸器使用患者が死亡	・避難所から救急搬送される患者が出始める ・感染症、エコノミークラス症候群で搬送、来院する患者が発生する ・搬送された患者に災害関連死が発生し始める ・重症者の来院が減り始める	
在宅療養者の状況		・経管栄養の利用者の栄養剤の備蓄が尽き始める	
社会福祉施設入所者の状況	・感染症にかかる入所者が増え始める ・被害の大きい社会福祉施設からの入所者移送のため、受入れ先、移送方法の調整が開始されるが、移送先が決まらず、移送手段も確保できない	・感染症にかかる入所者がさらに増え始める ・救急搬送が必要となる入所者が多くなる ・医療対応が間に合わず、施設内で死亡する入所者が発生する ・被害の大きい社会福祉施設からの入所者移送が始まるが、受入れ先と移送手段の確保が進まない ・施設での備蓄食料が尽き始める	・感染症が施設内で蔓延 ・持病を悪化させる入所者が多く発生する

【各機関の活動状況】

		発災～１時間後 (18～19 時)	１～６時間後 (19 時～０時)	６～24 時間後 （０時～翌日 18 時）
県	全般	・発災と同時に、県庁に災害対策本部、地域県政総合センターに現地災害対策本部、総合防災センターに災害活動中央基地を設置 ・知事・副知事に連絡を取り、無事を確認 ・全庁に第二次本部体制の参集メールを発信 ・通信網の正常稼働を確認 ・災害情報管理システムにより情報収集開始 ・津波からの迅速避難を SNS、HP で呼びかけ ・自衛隊へ災害派遣要請 ・LO 参集要請(消防、警察、海保、関係機関等)	・第１回の本部会議開催(以降随時開催) ・LO 到着(消防、警察、海保、関係機関等) ・災害救助法の適用検討、各市町村へ打診(政令市以外) ・先遣隊による調査の準備、市町村連絡員の派遣準備・指示、関係機関へ連絡員の派遣準備	・国の現地災害対策本部設置方針が伝達 ・知事会の関東ブロックの幹事県、関西広域連合から連絡員派遣の連絡 ・先遣隊による調査、市町村連絡員の派遣が開始 ・(12 時間後)政府調査団が県庁に到着
	保健医療福祉調整本部	・発災直後に、EMIS を災害モード切替、EMIS 上での情報収集 ・保健医療福祉調整本部設置に向けて情報収集や本部設置場所の安全確認、連絡調整 ・保健医療福祉調整本部を設置 ・医療機関等の被災状況、負傷者の発生状況の情報収集を開始（市町村、保健福祉事務所、医師会、災害拠点病院、災害協力病院、一般病院、避難所、救護所、社会福祉施設） ・県災害医療コーディネーター、統括 DPAT、災害時小児周産期リエゾンに連絡を試みる	・第１回保健医療福祉調整本部会議開催(以降随時開催) ・血液、医薬品、医療資機材の確保状況を確認 ・連絡が取れた統括 DMAT、県災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンに参集要請 ・消防や自衛隊の応援部隊を含む連絡調整会議開催(以降、随時開催) ・日赤に血液確保を依頼 ・医師会等との連絡調整 ・DHEAT や保健師等派遣チーム・栄養士チーム・災害支援ナースの支援の要請、受入れ調整の開始	・統括 DPAT、県災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンが参集 ・県内業者に医薬品、医療資機材の確保を依頼 ・各地の医師会等との連絡調整 ・医療救護班の調整を開始 ・応援派遣の受け入れ準備 ・県内業者やエネルギー庁等と連携して、停電している医療機関に自家発電の燃料の供給や電源車の確保 ・市町村や自衛隊等と断水している医療機関へ給水の調整
	DMAT 調整本部	・DMAT 調整本部設置に向けた情報収集及び本部設置場所の安全確認、連絡調整 ・DMAT 調整本部を設置	・県内 DMAT の派遣要請 ・厚生労働省や他都道府県と DMAT の派遣調整 ・東海大医学部病院にドクターヘリ本部設置 ・DMAT 活動拠点指定の調整開始 ・医療機関の情報の取りまとめ開始 ・組織体制の確立 ・県外 DMAT の受入調整と DMAT の活動調整開始(以降、随時調整) ・ドクターヘリの運用状況の確認	・医療機関の支援の順位付けを開始 ・搬送可能な重症者や中等症者の搬送開始 ・入院患者の転院調整を開始 ・電気や水などのライフラインの支援の調整を行い、医療機関の機能維持
	DPAT 調整本部	・DPAT 調整本部設置に向けた情報収集や本部設置場所の安全確認、連絡調整 ・DPAT 調整本部を設置	・かながわ DPAT 先遣隊の派遣要請 ・厚生労働省や他都道府県と DPAT の派遣調整 ・精神科医療機関の情報の取りまとめ開始 ・組織体制の確立	・県外 DPAT の受入調整と DPAT の活動調整開始(以降、随時調整)
	保健福祉事務所	・保健福祉事務所内の安全確認、連絡調整 ・通信網の正常稼働を確認 ・保健所現状報告システム（くものいと）に情報入力 ・管内市町村及び医療機関の被災状況の把握を開始	・要配慮者の安否確認 ・管内市町村と派遣要請人数等について確認 ・県保健医療福祉調整本部への DHEAT・保健師等派遣チーム・栄養士チームの支援要請 ・受援体制の準備 ・市町村や医療機関の要請に基づき、県保健医療福祉調整本部への支援要請を開始 ・地域災害医療コーディネーターに連絡を試みる	・避難所や救護所の医療ニーズ・福祉ニーズの情報収集を開始
関係機関	被災地内市町村	・管内の医療機関の被災状況、負傷者の発生状況の情報収集を開始（医師会、拠点病院） ・避難所、救護所の開設準備を開始	・負傷者の発生状況、医療機関の状況について、県に報告(EMIS 入力含む。以降、随時報告) ・県(保健福祉事務所)に対して DMAT や救護班の派遣、患者の域外搬送、医薬品の確保の応援要請 ・避難所や救護所を順次開設 ・応急給水の支援要請(県、関係機関等)	・県(保健福祉事務所)に対して応援要請(DMAT や救護班の派遣、患者の域外搬送、医薬品・物資等の確保) ・日赤救護班が活動を開始 ・救護所に救護班が参集し、活動開始 ・県や関係機関と調整して、断水している医療機関へ給水
	被災地消防(局)本部	・被害状況を収集 ・救急活動開始	・域内搬送が本格化する	・緊急消防援助隊の第一陣が到着 ・一部の救急車等による被災地域外への搬送開始
	日赤県支部	・発災直後に、救護班出動準備 ・発災直後に、血液センターで血液確保の準備	・救護班の出動 ・被災地に向けて血液輸送を開始	・救護班活動開始
	医師会	・救護班の出動準備	・救護班の編成や救護所の設置の協力要請 ・負傷者の発生状況や医療機関の状況報告 ・救護班の出動	・救護所設置の支援準備 ・救護所設置の支援開始
	DMAT 事務局	・発災直後に、EMIS 稼働開始 ・発災直後に、医療救護本部立ち上げ、関係機関の情報収集開始 ・DMAT の準備状況の確認 ・DMAT やドクターヘリの派遣調整や指示の開始	・DMAT のチーム配分を計画	・DMAT の準備状況を確認 ・DMAT、ドクターヘリの派遣調整・指示を開始

		24～72 時間後 （翌日 18 時～３日目 18 時）	72 時間～１週間後 （３日目 18 時～１週間後）	１週間後以降
県	全般	・LO 増加のため、民間ビルにスペースを確保		（７日目～１か月） ・県災害救援ボランティア支援センターを開設 ・二次避難先の広域避難の方針決定 ・暫定的な避難所(1.5 次避難所)の開設準備 ・児童生徒の教育確保を国と調整 （１か月～６か月） ・震災復興本部を設置 ・復興の基本方針、復興計画の策定作業開始 ・災害関連死を防ぎ、被災者の生活再建を支援するため、避難者支援体制の構築を進める ・災害ケースマネジメントを実施する体制の整備と展開開始 （６か月～） ・復興の基本方針の公表
	保健医療福祉調整本部	・エコノミークラス症候群への注意喚起 ・医薬品確保、配分、搬送調整開始 ・薬剤師チームの受入れ、派遣調整開始 ・栄養士チームの配置開始 ・DHEAT の配置開始 ・保健師等派遣チームの配置開始 ・透析患者等の対応の調整開始 ・検視、検案活動の調整開始 ・歯科医療救護班の受入れ、派遣調整開始 ・DWAT の派遣調整、活動開始 ・電気や水などのライフライン支援の本格化 ・医療機関機能維持に関する物資支援	・平時の医療提供体制への移行に向けたロードマップの検討 ・歯科医療救護班の配置開始	
	DMAT 調整本部	・DMAT としての支援の方針を決定、市町村や関係機関に伝達 ・航空機運用調整開始(以降随時調整) ・電気や水などのライフライン支援の本格化 ・医療機関機能維持に関する物資支援	・DMAT の２次隊の必要性について検討 ・社会福祉施設への DMAT 派遣を調整 ・DMAT 調整本部の撤収準備と地域災害医療対策会議への引継ぎ	・(１か月後)DMAT の活動が終了
	DPAT 調整本部	・DPAT の活動拠点本部指定の調整開始 ・DPAT の派遣、活動開始 ・受入れ先の調整が困難な中、入院患者(精神科)の転院調整開始		・被災病院や避難所での活動が続く
	保健福祉事務所	・地域災害医療対策会議等の実施(以降随時開催)及び各種調整開始 ・保健師活動チーム及び保健師等派遣チームの活動開始 ・栄養士チームの活動開始 ・歯科医療救護班の支援要請 ・連絡が取れた地域災害医療コーディネーターに参集要請	・公衆衛生活動を本格化 ・要配慮者対応を本格化 ・DMAT からの業務引継ぎ準備 ・歯科医療救護班の活動開始 ・市町村の保健活動のマネジメント機能の補佐を開始 ・保健医療活動チームの受入れ・派遣調整	・(3 週間後)DMAT からの業務引継ぎ準備 ・(1 か月後)DMAT からの業務引継ぎ完了
関係機関	被災地内市町村	・医薬品、物資等の確保要請 ・医師会に対して救護班の編成、救護所の設置の協力要請	・遺体措置の準備(安置所の設置、資機材の準備等) ・遺体安置所で受入開始 ・検視開始 ・救護所の活動が本格化	・検視が本格化 ・(2～3 週間後)JMAT が活動開始
	被災地消防(局)本部	・被災地域外への搬送が本格化		
	日赤県支部			
	医師会		・JMAT の出動準備	・(2～3 週間後)JMAT が活動開始
	DMAT 事務局	・DMAT が不足する中、DMAT のチーム配分を計画 ・SCU での航空機の運用調整開始		

【医療機関等の活動】

	発災～１時間後 (18～19 時)	１～６時間後 (19 時～０時)	６～24 時間後 （０時～翌日 18 時）
災害拠点病院 災害協力病院	・病院行動評価群 Ver. 4 に基づく病院の被害評価及び評価結果をEMIS に入力 ・十分な体制が取れないまま、DMAT 受入れ準備を開始 ・一部の災害拠点病院、災害協力病院で、外来患者の診察を中止 ・EMIS 等で応援要請 ・沿岸部の災害拠点病院、災害協力病院では津波に備え、患者を避難させる	・一部の災害拠点病院、災害協力病院で、外来の重症患者の搬送を依頼 ・他院の外来の重症者や現場からの患者を受入れ開始 ・重症者の受入れが本格化 ・一部の災害拠点病院や災害協力病院で、入院患者の退院、転院を選別 ・沿岸部の災害拠点病院、災害協力病院では津波からの患者の避難が続く	・DMAT 活動拠点本部を設置 ・一部の災害拠点病院、災害協力病院で、ICU 患者や寝たきり、重症の入院患者の搬送を要請 ・診療レベルを平時から落として、病院機能を継続
被災地内一般病院	・病院行動評価群 Ver. 4 に基づく病院の被害評価 ・十分な体制が取れないまま、災害時対応の準備 ・建物被害が大きい病院では、安全な棟や院外に患者を避難 ・一部の病院で、入院患者の対応ができない ・沿岸部の病院では津波に備え、患者を避難させる	・一部の病院で、ICU 患者や寝たきり、重症入院患者の搬送を要請 ・一部の病院で、入院患者全員の搬送要請 ・一部の病院で、屋外に避難させていた入院患者を避難所へ移動 ・沿岸部の病院では津波からの患者の避難が続く	・一部の病院で、院外の空き地や駐車場等で外来診療を再開する ・精神科の入院患者を、最寄りの公共施設に一時避難させる ・一部の入院患者を自宅に返す ・停電や断水により診療継続が困難な医療機関が増加 ・診療レベルを平時から落として、病院機能を継続
被災地内社会福祉施設	・施設内の被害や職員の不足で、十分な体制が取れないまま、災害対応開始 ・建物被害が大きい施設では、安全な建物や施設外に入所者を避難させる ・沿岸部の施設では津波に備え、入所者を避難させる	・救急搬送を依頼 ・沿岸部の施設では津波からの入所者の避難が続く	・体調が悪くなった入所者への対応が困難になり、市町村や県に支援を要請

	24～72 時間後 （翌日 18 時～３日目 18 時）	72 時間～１週間後 （３日目 18 時～１週間後）	１週間後以降
災害拠点病院 災害協力病院	・DMAT が到着し、活動を開始 ・一部の災害拠点病院、災害協力病院で、入院患者の退院、転院の選別開始 ・一部の災害拠点病院や災害協力病院で、患者搬送を開始 ・一部の入院患者を自宅待機にさせる ・医薬品や医療資機材の調達を開始 ・ヘリによる広域搬送開始	・一部で透析患者等の対応開始	・在宅の被災者、避難所への巡回開始 ・透析患者等対応本格化 ・一部の病院で、診療レベルを災害前に戻す
被災地内一般病院	・DMAT や DPAT が到着し､活動を開始 ・DMAT 病院支援指揮所の設置 ・一部の病院で､病院機能を維持するために転院となった患者の搬送開始 ・在宅の人工呼吸器利用者や透析患者、インスリン投与患者、酸素吸入患者への巡回を要請 ・医薬品や医療資機材、バッテリー、酸素ボンベ等の医療ガスの搬送要請		・医療スタッフの負担が限界となり人的支援を要請 ・一部の病院で、診療レベルを災害前に戻す
被災地内社会福祉施設	・市町村や県に医師や看護師の派遣を要請 ・医薬品や衛生資機材が不足し、調達を要請 ・ライフライン支障が続く一部の施設から、入所者全員の移送の要請	・施設被害やライフライン復旧の遅れで入所者の移送が決まったものの、県・関係団体での搬送調整が困難な社会福祉施設に対し、DMAT が移送の調整、搬送を開始 ・施設での備蓄食料が尽き始める	・(2～3 週間後) 社会福祉施設の連携医療機関も含む地域の医療機関への支援として JMAT が活動

④ 医療救護活動シナリオ（詳細版）（大正型関東地震：冬・平日 18 時発災）

1　医療救護活動シナリオ

【発災～１時間後(18 時～19 時)】

(被害状況)

県内全域で断水、停電、ガス供給停止、通信支障、通行支障が起こる。

〔県〕

発災と同時に、県庁に災害対策本部、地域県政総合センターに現地災害対策本部、総合防災センターに災害活動中央基地を設置する。

EMIS を災害ﾓｰﾄﾞに切り替え､EMIS 上での情報収集を行うとともに、保健医療福祉調整本部設置に向けた情報収集及び本部設置場所の安全確認、連絡調整を行い、準備が整い次第、保健医療福祉調整本部を設置する。

医療機関等の被災状況や負傷者の発生状況の情報収集を開始(市町村や保健福祉事務所、医師会、拠点病院、協力病院、一般病院、避難所、救護所、福祉施設)し、県災害医療コーディネーターや統括 DPAT、災害時小児周産期リエゾンに連絡を試みる。DMAT 調整本部と DPAT 調整本部の設置に向けた情報収集及び本部設置場所の安全確認と連絡調整を行い、準備が整い次第、DMAT 調整本部及び DPAT 調整本部を設置する。

保健福祉事務所では、事務所内の安全確認を行うとともに、通信網の正常稼働を確認する。また、管内市町村及び医療機関の被災状況の把握、保健所現状報告システム(くものいと)への情報の入力を開始する。

〔被災地内市町村〕

被災市町村では、管内の医療機関の被災状況や負傷者の発生状況の情報収集を開始（医師会、拠点病院)するとともに、避難所と救護所の開設準備を行う。

被災地消防(局)本部では、被害状況の収集を行い、救急活動を開始する。

【１～６時間後(19 時～０時)】

(被害状況)

熱傷、怪我の患者が出始め、避難所にも負傷者が運び込まれる。

主要道路で通行が規制されるとともに、緊急交通路、緊急輸送路で点検・啓開が開始される。

火災からの避難者が増える。

〔県〕

県災害対策本部の第一回本部会議を開催する(以降、随時開催)。

保健医療福祉調整本部の第一回会議を開催する(以降、随時開催)。

連絡が取れた県災害医療コーディネーターや統括 DPAT､災害時小児周産期リエゾンに参集を要請し、消防や自衛隊の応援部隊を含む連絡調整会議が行われる(以降、随時開催)。また、日赤に血液確保を依頼する。

DHEAT や保健師等派遣チーム・栄養士チーム・災害支援ナースの支援の要請、受入れ調整を開始

する。

DMAT 調整本部では、県内 DMAT の派遣要請が行い、厚生労働省や他都道府県と DMAT の派遣調整を行う。また、東海大医学部病院にドクターヘリ本部を設置し、DMAT 活動拠点等の指定に向けた調整を行う。医療機関の情報の取りまとめを行うとともに、県外 DMAT の受入れ調整及び活動調整を開始する。

DPAT 調整本部では、かながわ DPAT 先遣隊の派遣要請を行うとともに、厚生労働省や他都道府県と DPAT の派遣調整を開始する。また、精神科医療機関の情報の取りまとめを開始する。

保健福祉事務所では、要配慮者の安否確認及び管内市町村と派遣要請人数等について確認、県保健医療福祉調整本部への DHEAT、保健師等派遣チーム、栄養士チームの支援要請、受援体制の準備を行う。また、地域災害医療コーディネーターに連絡を試みる。

〔被災地内市町村〕

被災市町村では、避難所や救護所を順次開設するとともに、負傷者の発生状況、医療機関の状況について、県に報告する(EMIS 入力を含む。以降、随時報告)。また、県保健福祉事務所に対して DMAT や救護班の派遣、患者の域外搬送、医薬品の確保の応援要請を行う。

被災地消防(局)本部では、救急車が不足する中、域内搬送が本格化する。

【６～24 時間後（０時～翌日 18 時)】

(被害状況)

県内の広い範囲でライフラインの支障が続き、復旧の目途は立っていない。また、一部の幹線道路が通行可能となるが、緊急交通路の指定が行われ、主要道路等の交通規制が続く。

要配慮者の食品が不足（乳児用ミルク、食物アレルギー対応食品、嚥下調整食品等）する。

〔県〕

国の現地災害対策本部設置方針が伝達され、県の先遣隊や市町村連絡員の派遣が開始される。

県災害医療コーディネーターや統括 DPAT、災害時小児周産期リエゾンが参集する。

連絡が取れない業者や機関が多い中、県内業者に医薬品や医療資機材の確保を依頼するとともに、各地の医師会等との連絡調整を行う。医療救護班の調整や応援派遣の受け入れ準備をする。

県内業者やエネルギー庁等と連携して、停電している医療機関に自家発電の燃料の供給や電源車の確保を行う。

DMAT 調整本部では、収集した情報に基づき、DMAT 活動拠点等の指定を行い、医療機関の支援の優先順位付けを開始するとともに、電気や水等のライフラインの支援の調整を行い、医療機関の機能維持に努める。また、搬送可能な重症者や中等症者の搬送を開始するとともに、入院患者の転院調整を開始する。

DPAT 調整本部では、県外 DPAT の受入調整と DPAT の活動調整を開始する。

保健福祉事務所では、避難所や救護所の医療ニーズ・福祉ニーズの情報収集を開始する。

〔被災地内市町村〕

被災市町村では、県保健福祉事務所に対して応援要請(DMAT や救護班の派遣、患者の域外搬送、医薬品・物資等の確保)を行う。また、日水協や自衛隊等と調整して、断水している医療機関の給

水を行う。日赤救護班や他救護班が活動を開始する。
被災地消防(局)本部では、一部の救急車等により被災地域外への搬送が始まる。

【24～72 時間後(翌日 18 時～３日目 18 時)】

(被害状況)

復旧は進まず、特に、三浦半島や県西部、山間部の緊急交通路、緊急輸送道路等の点検・啓開が進まない。

〔県〕

DHEAT、DWAT、保健師等派遣チーム、栄養士チームの配置及び薬剤師チーム、歯科医療救護班の調整及び配置を開始するとともに、確保した医薬品の配分、搬送調整を開始する。また、エコノミークラス症候群への注意喚起や透析患者の対応を開始する。医療機関機能維持に関する物資支援を行うとともに、電気や水等のライフラインに関する支援が本格化する。
DMAT 調整本部では、DMAT としての支援の方針を決定し、市町村や関係機関に伝達するとともに、災害対策本部と連携し、航空機による搬送調整を実施する(以降、随時調整)。また、医療機関機能維持に関する物資支援を行うとともに、電気や水等のライフラインに関する支援が本格化する。
DPAT 調整本部では、DPAT の活動拠点本部指定の調整を開始するとともに、DPAT を派遣し、活動を開始する。
保健福祉事務所では、地域災害医療対策会議等を実施する。また、保健師活動チーム及び保健師等派遣チーム、栄養士チームが活動を開始する。さらに、県保健医療福祉調整本部への歯科医療救護班の支援要請の準備や、連絡が取れた地域災害医療コーディネーターに参集要請を行う。

〔被災地内市町村〕

被災市町村では、医薬品・物資等の確保要請を行うとともに、医師会に対して、救護班の編成、救護所の設置協力要請を行う。
被災地消防(局)本部では、救急車が不足する中、一部の救急車等による被災地域外への搬送が本格化する。

【72 時間～１週間後(３日目 18 時～７日目)】

(被害状況)

通信事業者が臨時基地局や衛星通信設備の設置等を進め、徐々に復旧が進むが、孤立地域では、通信の断絶が継続するところがある。
上水道は、川崎市や相模原市、県西地域の一部で復旧し、電力が一部地域で復旧する。
三浦半島や県西部、山間部以外の道路の啓開が順次進められる。
避難所では、感染症が増え始め、避難所生活による二次的健康被害のアセスメントの実施及び対応（生活不活発病・睡眠障害・栄養不良・食形態・口腔ケア等）が始まる。

〔県〕

歯科医療救護班の派遣調整とともに活動を開始する。また、平時の医療提供体制へ向けたロードマップの検討に着手する。

DMAT 調整本部では、DMAT２次隊の必要性を検討するとともに、社会福祉施設へのDMAT 派遣が調整される。また、DMAT 調整本部の撤収準備や地域災害医療対策会議への引継ぎを開始する。
保健福祉事務所では、保健医療活動チーム等の受入れ・派遣調整や市町村の保健活動のマネジメント機能の補佐を開始するとともに、公衆衛生活動や要配慮者対応を本格化させる。また、DMAT からの業務引継ぎの準備を行うとともに、歯科医療救護班が活動を開始する。

〔被災地内市町村〕

遺体措置の準備が行われるとともに、設置した遺体安置所での受け入れ、検視が開始される。また、救護所での活動が本格化する。

【１週間後以降】

(被害状況)

電力が徐々に一部地域で復旧し、時間の経過とともに、横須賀三浦地域や湘南地域の一部を除き多くの地域で復旧、50 日後には、上水道、電力が全県で復旧する。

道路については、１か月後には、県内のほぼ全域の道路が通行可能になるが、一部道路では１車線規制等が続く

〔県〕

県災害救援ボランティアセンターが開始され、ボランティア活動が本格化する。また、広域避難の方針が決定され、二次避難に向けた暫定的な避難所(1.5 次避難所)の開設準備を行う。復興に向けた震災復興本部を設置するとともに、復興の基本方針を公表する。

DMAT 調整本部では、１カ月後をめどにDMAT の活動が終了する。

DPAT 調整本部では、被災病院や避難所での活動が続く。

県保健福祉事務所では、１カ月後をめどにDMAT からの引継ぎが終了する。

〔被災地内市町村〕

検視が本格化するとともに、２～３週間後以降に、JMAT が活動を開始する。

２　医療機関等シナリオ

【発災～１時間後(18 時～19 時)】

(医療機関の被害・機能支障)

多くの病院で、停電や断水、都市ガス供給停止が発生し、医療機器、OA 機器、什器の落下、転倒が発生する。医薬品や医療資機材が散乱するとともに、医療ガスのボンベの転倒や配管の被害が発生する。

一部の災害拠点病院や災害協力病院の建物に被害があり、医療活動に支障が生じる。また、一部の一般病院では、大きな建物被害が発生し、医療活動が継続できない病院が発生する。非常用発電機への被害発生やトイレが使用不能となる。

沿岸部の病院では津波に備え、患者を避難させる。

(来院者・入院患者の状況)

軽症者が来院し始める。

(社会福祉施設入所者の状況)

怪我をする入所者が発生するとともに、沿岸部の施設では津波に備え、施設職員の誘導により入所者の避難が始まる。

〔災害拠点病院・災害協力病院の対応〕

「病院行動評価群 Ver.4」に基づく病院の被害評価を行い、評価結果を EMIS に入力する。院内の被害や職員の参集が遅れ、十分な体制が取れないまま、DMAT の受入れ準備を行う。一部の病院では、外来患者の診察ができず、外来診療が中止し、EMIS 等で応援要請を行う。

沿岸部の災害拠点病院、災害協力病院では津波に備え、患者を避難させる。

〔被災地内一般病院の対応〕

院内の被害や職員の参集が遅れ、十分な体制が取れないまま、「病院行動評価群 Ver. 4」に基づく病院の被害評価を行い、災害時対応の準備を行う。建物被害が大きい病院では、安全な棟や院外に患者を避難させる。一部の病院では、入院患者の対応ができなくなる。

沿岸部の病院では津波に備え、患者を避難させる。

(被災地内社会福祉施設の対応)

施設内の被害や職員の不足により、十分な体制が取れないまま、発災直後から災害対応を開始する。建物被害が大きい施設では、安全な建物や施設外に入所者を避難させる。

沿岸部の施設では津波に備え、入所者を避難させる。

【１～６時間後(19 時～０時)】

(医療機関の被害・機能支障)

一部の医療機関では、燃料不足で非常用発電機が停止するところがある。また、自宅被災、交通機関の停止等により、非番職員の参集が遅れる。

沿岸部の病院では津波からの患者の避難が続く。

（来院者・入院患者の状況）
軽症者の来院が増え、重症者が来院し始める。また、人工呼吸器の利用者のバッテリーが切れ始める。

（社会福祉施設入所者の状況）
体調が悪くなる入所者が増え始め、救急搬送が必要となる入所者が発生する。また、沿岸部の施設では津波からの避難が続く。

（在宅療養者）
人工呼吸器の利用者のバッテリーが切れ始める。

〔災害拠点病院・災害協力病院の対応〕
一部の病院では、外来の重症患者の搬送を市町村や消防に依頼するとともに、入院患者の退院、転院を選別する。他院の外来の重症者や現場からの患者を受入れ開始し、重症者の受入れが本格化する。
沿岸部の災害拠点病院、災害協力病院では津波からの患者の避難が続く。

〔被災地内一般病院の対応〕
一部の病院では、ICU 患者や寝たきり患者、重症入院患者の搬送、入院患者全員の搬送要請を市町村や消防に依頼する。一部の病院では、屋外に避難させていた入院患者を避難所へ移動するとともに、沿岸部の病院では津波からの患者の避難が続く。

〔被災地内社会福祉施設の対応〕
救急搬送を依頼するとともに、沿岸部の施設では津波からの患者の避難が続く。

【６～24 時間後（０時～翌日 18 時）】
（来院者・入院患者の状況）
重症者の来院が集中し、軽症者の来院がさらに増える。

（社会福祉施設入所者の状況）
体調が悪くなる入所者がさらに増える。

（在宅療養者）
酸素吸引をしている在宅療養者のボンベが切れ、在宅の人工透析患者の受診が困難になる。また、電源が必要な医療ケアの実施が困難になる。

〔災害拠点病院・災害協力病院の対応〕
院内に DMAT 活動拠点本部が設置される。一部の病院では、ICU 患者や寝たきり、重症の入院患者の搬送を要請する。また、診療レベルを平時から落として、病院機能を継続する。

〔被災地内一般病院の対応〕

一部の病院では、院外の空き地や駐車場等で外来診療を再開するとともに、一部の入院患者を自宅に返す。停電や断水となり診療継続が困難な医療機関が増え、医療レベルを平時から落として、病院機能を継続する。また、精神科の入院患者を、最寄りの公共施設に一時避難させる。

〔被災地内社会福祉施設の対応〕

体調が悪くなった入所者への対応が困難になり、市町村や県に支援を要請する。

【24～72 時間後(翌日 18 時～３日目 18 時)】

(来院者・入院患者の状況)

感染症で搬送、来院する患者が多くなるとともに、一部の病院で、ICU 患者、人工呼吸器使用患者が死亡する。

(社会福祉施設入所者の状況)

感染症にかかる入所者が増え始める。被害の大きい社会福祉施設からの入所者移送のため、受入れ先、移送方法の調整が開始されるが、移送先が決まらず、移送手段も確保できない。

〔災害拠点病院・災害協力病院の対応〕

DMAT が到着し、活動を開始する。一部の病院では、入院患者の退院、転院の選別を開始するとともに、患者搬送を開始する。また、一部の入院患者を自宅待機にさせる。医薬品や医療資機材の調達やヘリによる広域搬送が開始される。

〔被災地内一般病院の対応〕

DMAT 病院支援指揮所が設置されるとともに、DMAT や DPAT が到着し､活動を開始する。一部の病院では､病院機能を維持するために転院となった患者の搬送を開始する。在宅の人工呼吸器利用者や透析患者、インスリン投与患者、酸素吸入患者への巡回を要請するとともに、医薬品や医療資機材、バッテリー、酸素ボンベ等の医療ガスの搬送を要請する。

〔被災地内社会福祉施設の対応〕

市町村や県に医師や看護師の派遣、不足する医薬品や衛生資機材調達を要請する。また、ライフライン支障が続く一部の施設から、入所者全員の移送を要請する。

【72 時間～１週間後(３日目 18 時～１週間後)】

(来院者・入院患者の状況)

避難所から救急搬送される患者が出始め、エコノミークラス症候群で搬送、来院する患者が発生する。また、搬送された患者に災害関連死が発生し始める。重症者の来院が減り始める。

(社会福祉施設入所者の状況)

感染症にかかる入所者がさらに増え始め、救急搬送が必要となる入所者が多くなる。医療対応が

間に合わず、施設内で死亡する入所者が発生する。被害の大きい社会福祉施設からの入所者移送が始まるが、受入れ先と移送手段の確保が進まない。また、施設での備蓄食料が尽き始める。

（在宅療養者）

経管栄養の利用者の栄養剤の備蓄が尽き始める。

〔災害拠点病院・災害協力病院の対応〕

一部で透析患者等の対応を開始する。

〔被災地内社会福祉施設の対応〕

施設被害やライフライン復旧の遅れで入所者の移送が決まったものの、県・関係団体での搬送調整が困難な社会福祉施設に対し、DMAT が移送の調整、搬送を実施する。

【１週間後以降】

（社会福祉施設入所者の状況）

感染症が施設内で蔓延し、持病を悪化させる入所者が多く発生する。

〔災害拠点病院・災害協力病院の対応〕

在宅の被災者、避難所への巡回を開始するとともに、透析患者等の対応が本格化する。また、一部部の病院で診療レベルを災害前に戻す。

〔被災地内一般病院の対応〕

医療スタッフの負担が限界となり人的な支援を要請する。また、一部部の病院で診療レベルを災害前に戻す。

〔被災地内社会福祉施設の対応〕

２～３週間後に社会福祉施設の連携医療機関も含む地域の医療機関への支援として、JMAT が活動する。

○他の想定地震におけるシナリオの特徴

想定地震	被害・状況の特徴	シナリオの特徴
都心南部直下地震	・川崎市と横浜市を中心に大きな被害が発生しており、その他、横須賀三浦地域等の県東部で被害が発生する ・県西地域の被害はごくわずかである ・津波による被害はほとんどない ・県東部を中心に県央地域や湘南地域でライフライン支障が生じる ・川崎市、横浜市以外のライフライン支障は、比較的早く復旧する ・川崎市内と横浜市内で道路の通行支障が発生する ※大正型関東地震との被害の比較：建物被害(全壊)は 7 分の 1、人的被害(死者数)は 11 分の 1、人的被害(重症者数)は 5 分の 1、避難者数は 2 分の 1	・川崎市と横浜市の医療機関の被害は、大正型関東地震に比較して小さいため、機能支障に陥る医療機関は少なく、診察の中止、入院患者の転院は少ない ・県東部以外の医療機関や関係機関からの応援が可能で、県内の応援活動は、比較的早期に始まり、本格化する ・全国からの応援派遣は、東京都等の首都圏も被災しているため、それほど早くはならないが、応援を川崎市と横浜市に集中できる ・重症者の移送や入院患者の転院は、県内の医療機関でほぼ対応できる ・避難所や在宅の要配慮者等への対応は、県内の応援によって比較的早期に始まり、全国の応援も加わって、比較的早期に本格化する
神奈川県西部地震	・小田原市で大きな被害が発生しており、県西地域の市町でも被害がやや大きい ・県西地域では、土砂災害が多数発生し、孤立地域が発生する ・その他の地域の被害はごくわずかである ・県西地域を中心にライフライン支障が生じる ・その他地域でも一時的にライフライン支障は生じるが、すぐに復旧する ・小田原市内で道路の通行支障が発生する ※大正型関東地震との被害の比較：建物被害(全壊)は 88 分の 1、人的被害(死者数)は 76 分の 1、人的被害(重症者数)は 71 分の 1、避難者数は 55 分の 1	・機能支障に陥る医療機関は小田原市とその周辺市町に限られるため、診察の中止、入院患者の転院はごく限定される ・県西地域を除いたほぼ全県の医療機関や関係機関からの応援が可能で、さらに全国からの応援派遣も集中的に行われるため、早期に応援活動が始まり、本格化する ・重症者の移送や入院患者の転院は、県内(県央地域)で対応でき、人数が少ないため、早期に完了する ・孤立地域の要配慮者等への対応が必要となる ・避難所や在宅の要配慮者等への対応も県内の応援によって、ほぼ対応できる
南海トラフ巨大地震	・揺れによる被害はごく小さいが、津波による被害が沿岸部(横須賀三浦、湘南地域等)で発生する ・ライフライン支障は一時的に発生するが、すぐに復旧する ・道路の通行支障は、津波浸水地域で一部発生するが、それ以外は発生しない ※大正型関東地震との被害の比較：建物被害(全壊)は 53 分の 1、人的被害(死者数)は 25 分の 1、人的被害(重症者数)は 165 分の 1、避難者数は 28 分の 1	・機能支障に陥る医療機関は津波浸水地域に限られるため、診察の中止、入院患者の転院はごく限定される ・津波浸水地域を除いたほぼ全県の医療機関や関係機関からの応援が可能で、早期に応援活動が始まり、本格化する ・重症者の移送や入院患者の転院は、県内で対応でき、人数が少ないため、早期に完了する ・避難所や在宅の要配慮者等への対応も県内の応援によって、ほぼ対応できる